

農山漁村における 再生可能エネルギー発電をめぐる情勢



令和8年7月

農林水産省
大臣官房 環境バイオマス政策課



I 現状と課題

- 1 温室効果ガスの排出量・・・2
- 2 国内外の動向・・・3
- 3 国際比較（発電比率）・・・4
- 4 再生可能エネルギーの電源種別の特徴・・・6
- 5 導入効果・・・7
- 6 太陽光発電導入による課題・・・10
- 7 営農型太陽光発電・・・14

II 再生可能エネルギーに関する制度

- 1 農山漁村再生可能エネルギー法・・・19
- 2 SDGs（持続可能な開発目標）・・・28
- 3 パリ協定に基づく成長戦略としての長期戦略・・・29
- 4 食料・農業・農村基本計画・・・30
- 5 みどりの食料システム戦略・・・31
- 6 エネルギー基本計画・・・32
- 7 固定価格買取制度（FIT）・・・33
- 8 環境基本計画・・・36

III 再生可能エネルギーの支援措置一覧

- 1 令和8年度再エネ関連予算一覧・・・37
- 2 再エネ関連税制一覧（令和8年度）・・・43
- 3 令和8年度再エネ関連融資一覧・・・45

IV 再生可能エネルギー発電の取組事例

- 1 農山漁村再生可能エネルギー法の活用事例・・・48
- 2 営農型太陽光発電の事例・・・50
- 3 地産地消の事例・・・51

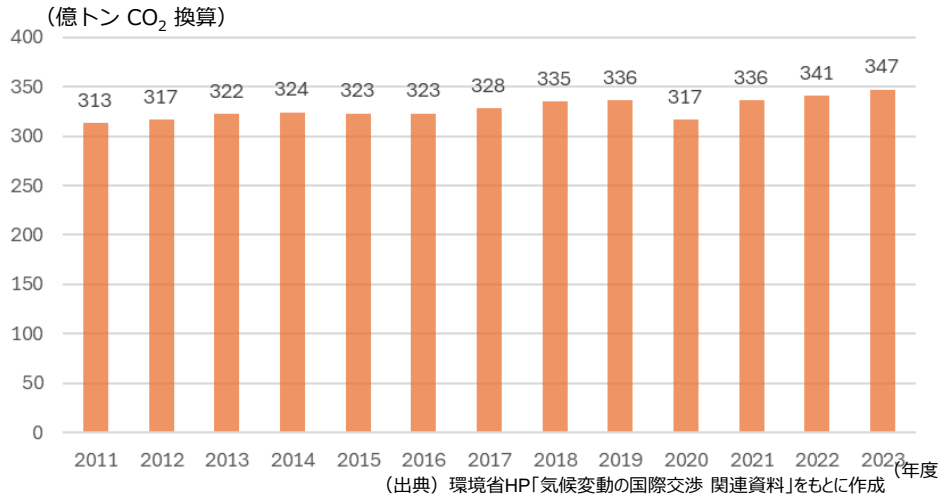
I 農山漁村における 再生可能エネルギー発電の現状と課題



I - 1 温室効果ガスの排出量の推移

- 再生可能エネルギーとは、「絶えず補充される自然のプロセス由来のエネルギーであり、太陽、風力、バイオマス、地熱、水力、海洋資源から生成されるエネルギー、再生可能起源の水素が含まれる」（国際エネルギー機関）。
- 再生可能エネルギーは、温室効果ガスを排出せず国内で生産できることから重要な低炭素の国産エネルギー源。
- 令和6（2024）年度の我が国の温室効果ガスの排出量は約 9 億9,400万トンで、前年度比で1.9%の減少、2013年度比で28.7%の減少となった。

○ 世界の温室効果ガス排出量の推移

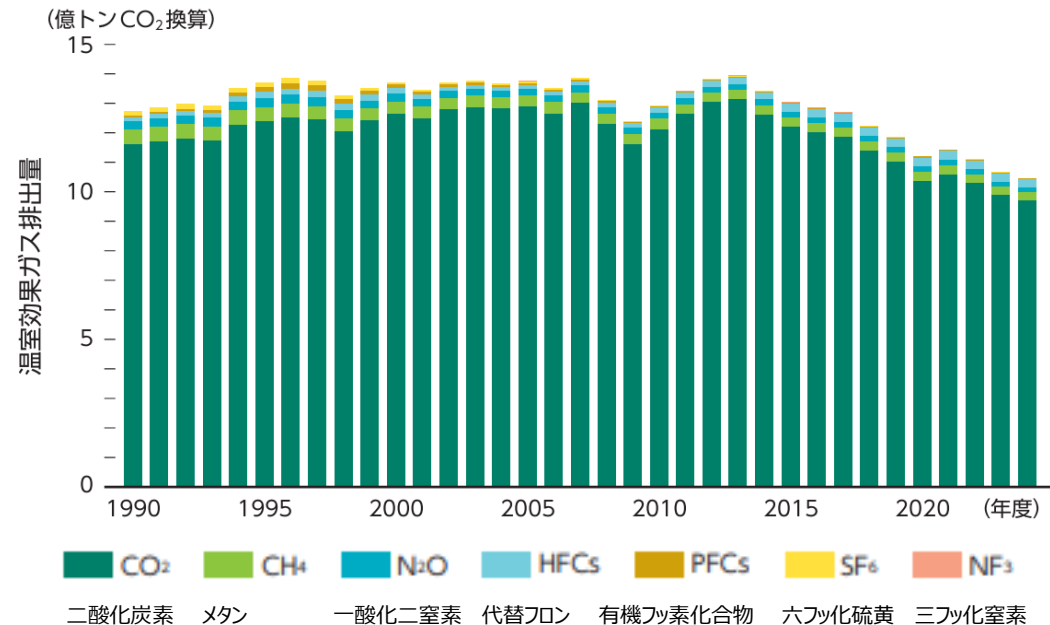


○ 温室効果ガスの種類及び排出源

- ・二酸化炭素…化石燃料（石炭、石油、天然ガス）の燃焼
- ・メタン…農業関連、廃棄物の埋め立て、化石燃料の発掘・燃焼
- ・一酸化二窒素…燃料の燃焼、窒素肥料の生産・使用
- ・フロン類…冷媒、断熱材の発泡剤、半導体の洗浄剤などの生産・使用

※温室効果ガスとは、大気圏にあって地表から放射される赤外線の一部を吸収して、温室効果をもたらす気体のことで、二酸化炭素やメタン等が該当する。地球温暖化の主な原因とされている。

○ 国内の温室効果ガス排出量の推移

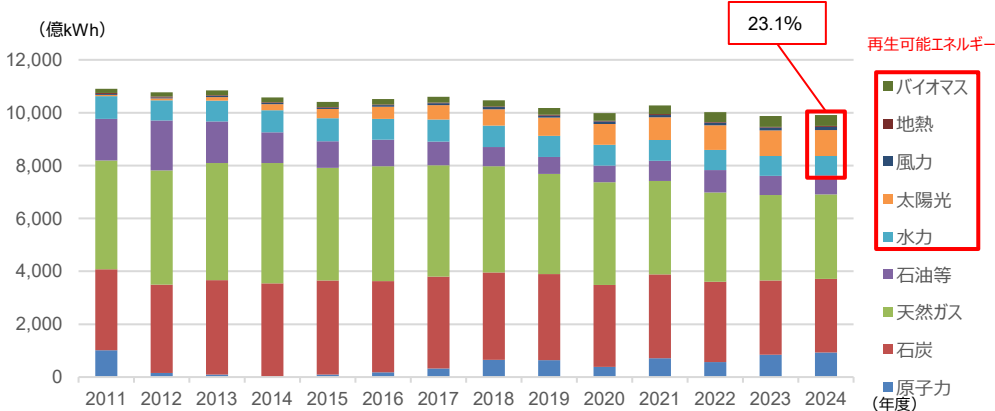


(出典) : 環境省HP「令和 8 年版 環境・循環型社会・生物多様性白書」
(化学物質と名は農林水産省記載)

I - 2 再生可能エネルギーの国内外の動向

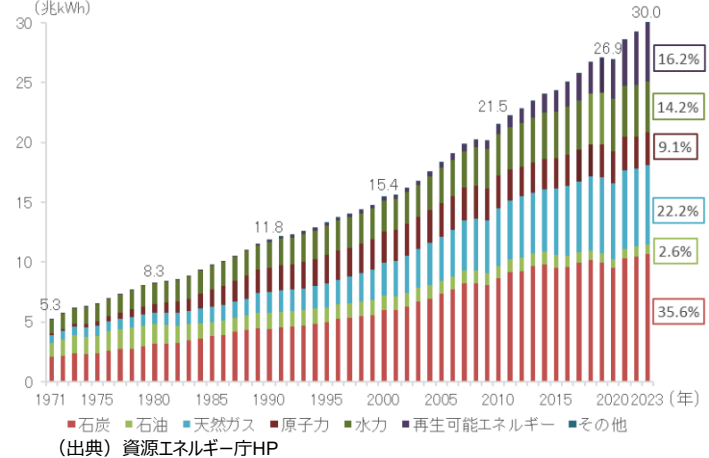
- 我が国の総発電量に占める再生可能エネルギー電気の割合は令和 6 (2024) 年度時点で23.1%。
- 平成24 (2012) 年度から開始した固定価格買取制度(FIT)を背景に、太陽光発電の中心に再生可能エネルギー導入が進んでいる。
- 世界的には、発電量が増加する一方で、風力や太陽光など再生可能エネルギーの割合も高まっている。

○ 国内の電源構成（発電量）の推移

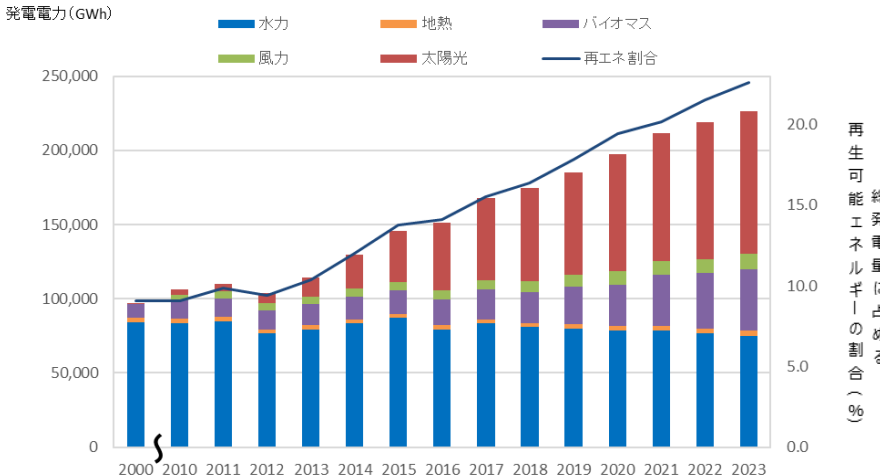


(出典) 資源エネルギー庁「令和6年度エネルギー需給実績（確報値）」

○ 世界の発電電力量の推移（電源別）（2023年度）

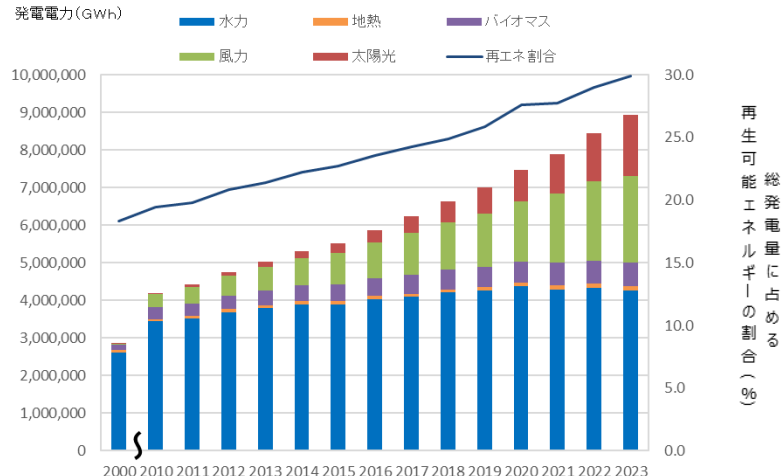


○ 日本の再生可能エネルギー発電量の推移（再エネ割合）



(出典) IRENASTAT Online Data Query Tool をもとに作成。
※ 水力発電には揚水発電を含まない。

○ 世界の再生可能エネルギー発電量の推移（再エネ割合）

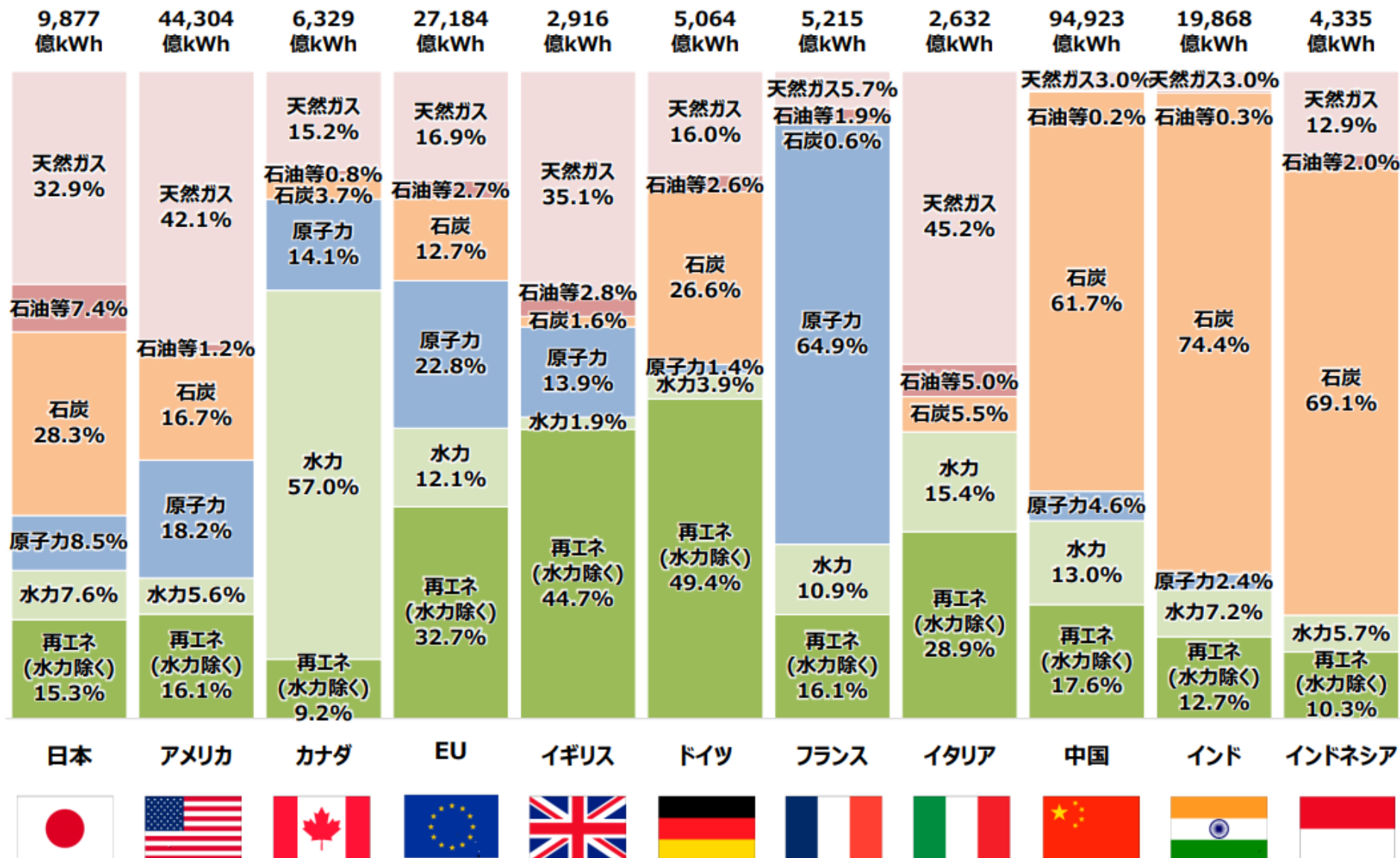


(出典) IRENASTAT Online Data Query Tool をもとに作成。
※ 水力発電には揚水発電を含まない。

I - 3 再生可能エネルギーの国際比較（電源構成比率）



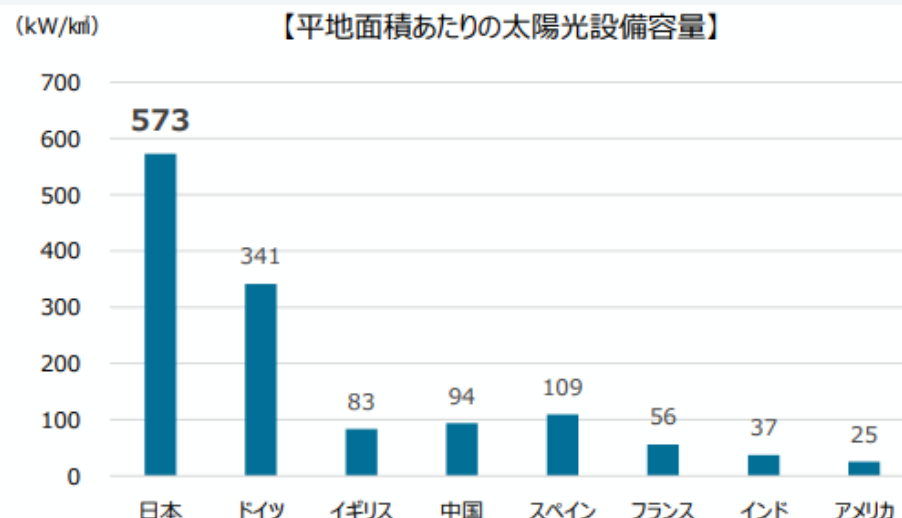
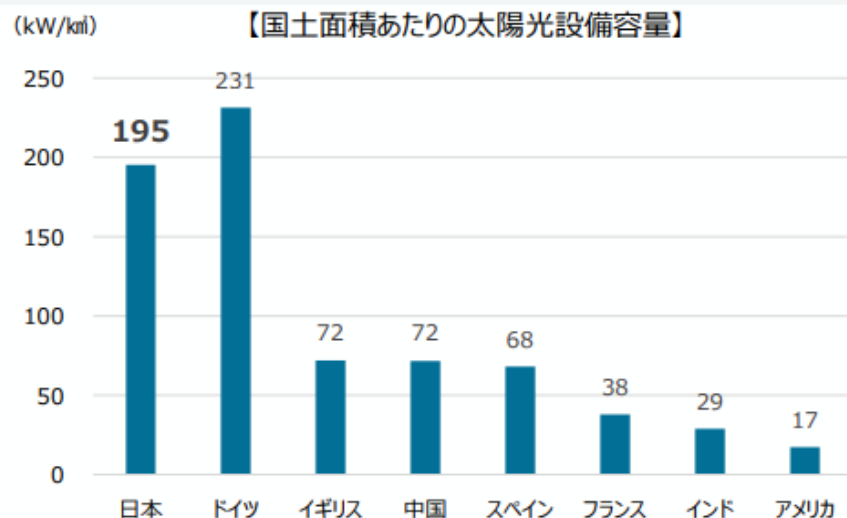
(2023年度)



(参考) 面積あたりの各国太陽光設備容量



- 我が国の国土面積当たりの太陽光導入容量は、主要国の中で最大級の水準に到達。ペロブスカイト太陽電池の実装等により、地域との共生が容易な屋根設置等のポテンシャルを最大限活用していくことが重要。



	日	独	英	中	西	仏	印	米
国土面積	38万km ²	36万km ²	24万km ²	960万km ²	51万km ²	55万km ²	329万km ²	983万km ²
平地面積※ (国土面積に占める割合)	13万km² (34%)	24万km ² (68%)	21万km ² (87%)	733万km ² (76%)	31万km ² (62%)	37万km ² (68%)	256万km ² (78%)	674万km ² (69%)
太陽光の設備容量 (GW)	74	83	17	688	34	21	95	170
太陽光の発電量 (億kWh)	965	636	139	5,842	434	218	1,185	2,144
発電量 (億kWh)	9,877	5,064	2,916	94,923	2,798	5,215	19,868	44,304
太陽光の総発電量 に占める比率	9.8%	12.6%	4.8%	6.2%	15.5%	4.2%	6.0%	4.8%

(出典) 外務省HP (<https://www.mofa.go.jp/mofaj/area/index.html>)、IEA Renewables 2024、IEAデータベース、2023年度エネルギー需給実績(確報)、Global Forest Resources Assessment 2025 (<https://openknowledge.fao.org/server/api/core/bitstreams/12322cae-5b20-4be2-927a-72a86fd319e9/content>)、FIT認定量等より作成

※平地面積は、国土面積から、Global Forest Resources Assessment 2025の森林面積を差し引いて計算したもの。

※第77回再生可能エネルギー大量導入・次世代ネットワーク小委員会の資料より抜粋

I-4 再生可能エネルギーの電源種別の特徴（我が国のケース）

- 再生可能エネルギー電気の発電設備の開発期間や設備利用率は、電源種毎で大きく異なり、ベースロード電源や蓄電池を必要とする変動電源もある。
- 太陽光発電や風力発電は、天候による発電量の変動があり、火力や水力などを伸び縮みさせて調整する局面が増える。発電コスト計算においては、これらの費用の取り扱いにより大きく変わることから注意が必要。

○ 再生可能エネルギー電気の特徴

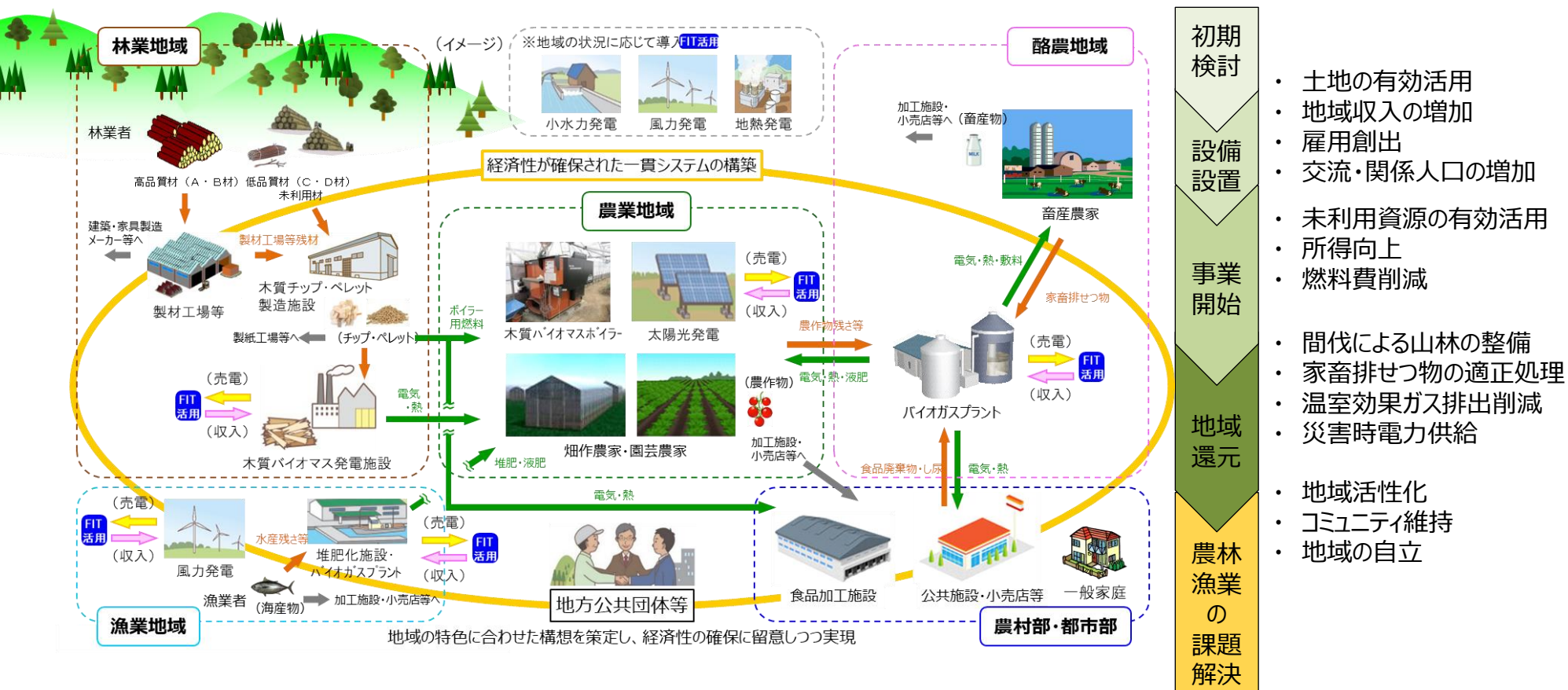
（出典）内閣官房「コスト等検証委員会」、資源エネルギー庁「発電コスト検証ワーキンググループ」報告書をもとに作成

種類	モデルプラントの出力	開発期間	設備利用率	出力の安定性	コスト分析上の稼働年数	課題の例
太陽光 （事業用）	250kW	1年程度	17.2%	変動 （火力等のベースロード電源又は大規模バッテリー施設が必要）	20年、25年、30年 （メーカーによるパネル保証期間）	・卒FIT後の売電先と系統接続の確保 ・廃棄パネルの処理（方法と費用） ・パネルの更新（方法と費用） ・地域でのトラブル ・パネルの海外依存
太陽光 （住宅用）	5kW	2～3ヶ月程度	13.8%	変動	20年、25年、30年 （メーカーによるパネル保証期間）	
陸上風力	3万kW	4～5年程度	25.4%	変動 （火力等のベースロード電源又は大規模バッテリー施設が必要）	20年もしくは25年 （IECにおける風車の設計耐用年数及び海外の事例）	・適地が限定 ・景観や環境への配慮が必要 ・タービン等の海外依存
洋上風力	35万kW	条件により異なる	30%	変動 （火力等のベースロード電源又は大規模バッテリー施設が必要）	20年もしくは25年 （IECにおける風車の設計耐用年数及び海外の事例）	・タービン等の海外依存
バイオマス （木質専焼）	5,700kW	3～4年程度	87%	安定 （燃料の確保状況に依存）	20年、30年、40年	・安定供給 ・持続可能性 ・定義の議論
地熱	3万kW	9～13年程度	83%	安定	30年、40年、50年	国立公園内等に適地が存在 開発に制約
中水力	5,000kW	条件により異なる	60%	安定 （ベースロード電源）	40年もしくは60年	
小水力	200kW	2～3年程度	60%	安定	30年もしくは40年	

- ・ 開発期間の長さは、事業開始に向けて必要な環境影響評価等について考慮が必要。
- ・ その他、オペレーション・メンテナンスの専門性等に考慮し、状況に応じて適切な再生可能エネルギー源を選択することが必要。

I-5 導入効果（農山漁村への導入イメージ）

- 従来未利用となっていた土地、水、バイオマス等の資源に新たな価値が生まれ有効活用が可能となるほか、発電設備の維持管理や木質バイオマスにおけるチップ加工等、周辺事業に係る雇用が創出されることで地域内での経済循環が生じることなど、経済的メリットが生成。
- また、温室効果ガスの排出削減、災害時の電力供給、地域コミュニティの維持等にも貢献し、地域が主体的に自立を図り、農林漁業の課題解決に活用することが可能。



(参考) 農山漁村による取組事例



経営改善

〔コスト削減
収益性向上〕

・(株) ウェルファムフーズ (宮城県)



・鶏糞を燃料とするバイオマスボイラーを導入し、温水熱を活用した温風暖房を鶏舎内に配置することで、従来のLPガスによる暖房費を4分の1に低減。

・那須野ヶ原土地改良区連合 (栃木県)



・余剰電力を売電し、管内の農業用水路等の維持管理費に充当することで、**農家からの賦課金低減** (5,000円/10a→1,988円/10a) に貢献。

・浜中町農業協同組 (北海道)



・100戸余りの酪農家による太陽光発電を畜舎内で使用することで、**1戸当たりの電力経費を20万円/年程度削減**。

6次産業化・地域活性化の推進

・(株) 大野ファーム (北海道)



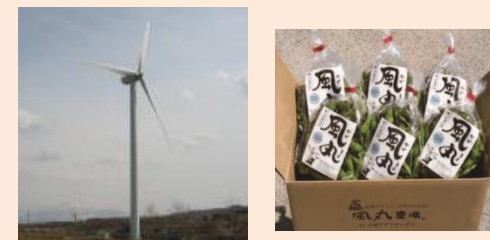
・自社の食肉加工所・パン菓子工房・カフェ (6次産業化) の新設にともなう**雇用確保**や**商品の試作**等に売電収益を活用。

・石徹白地区地域づくり協議会 (岐阜県)



・休眠していた農産物加工施設に小水力発電による電力を供給し、**地元特産品を活用した6次産業化の取組**を地元女性グループが実施。

・有限会社白神アグリサービス (青森県)

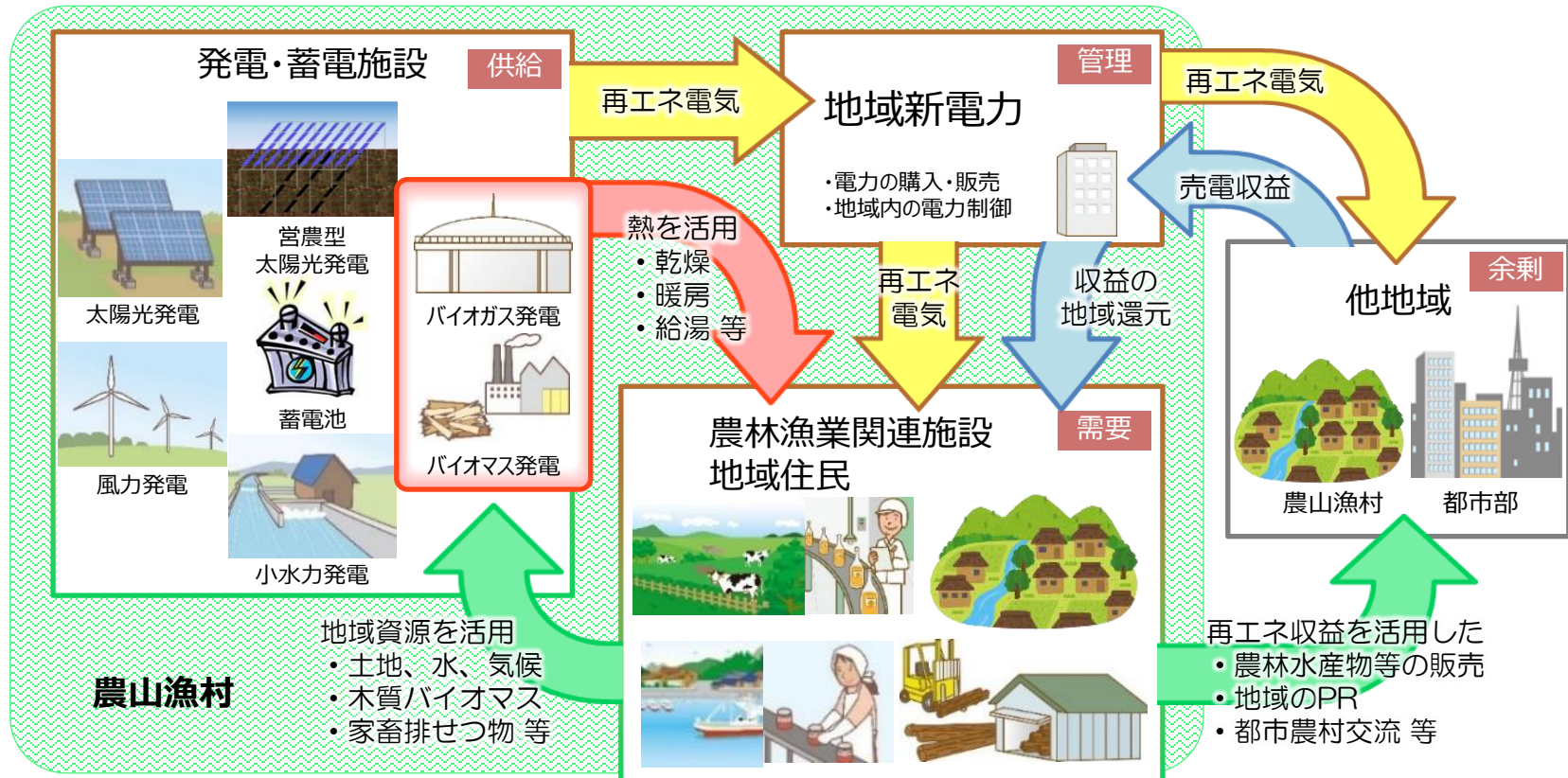


・市民風車出資者向けの見学ツアー実施による**来町者の増加**、地元特産品の**商品化**及び**通信販売の開始による売上増加** (2,000万円以上)。

I-5 導入効果（農山漁村エネルギーマネジメントシステム(VEMS)）

- エネルギー基本計画では、再生可能エネルギーの主力電源化を謳う一方、系統制約により、再生可能エネルギーの速やかな導入が困難となっている地域もある。他方、電力分野におけるデジタル化やスマートグリッドの技術が進展。
- 再生可能エネルギーを地域の活性化に資するものとするためには、地域の資源と経済の循環を共に高める視点が必要。地域新電力や農山漁村エネルギーマネジメントシステム（VEMS※）等、地域内の経済循環につながる再生可能エネルギーの地産地消モデルの構築と普及が必要。

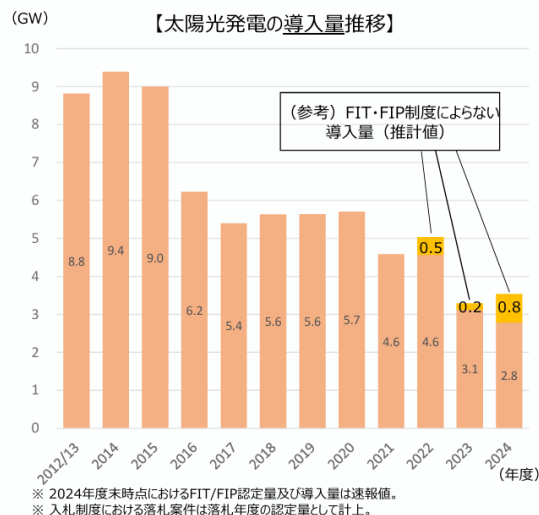
※VEMS：地域資源を活用した再生可能エネルギーにより、農林漁業のコスト削減や、地域経済の活性化を図る仕組み。



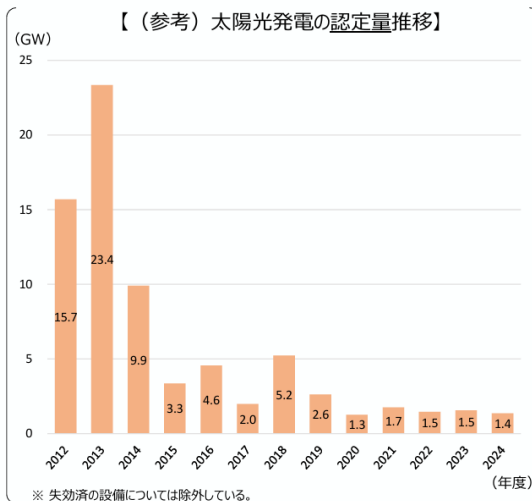
I-6 太陽光発電導入による課題（土地利用調整、地域トラブル）

- FIT制度導入以降、太陽光発電の導入が急速に進んでおり、近年は買取価格の低下等により制度の認定量は減少しているものの、制度によらない導入も見られる。
- 他方で、立地地域における様々なトラブルが依然として発生しており、2024年4月、地域と共生した再エネの導入を図るため、改正再エネ特措法が施行され、①事業規律を強化し、周辺地域の住民への説明会等の実施をFIT/FIP認定要件とするとともに、②関係法令に違反する事業者等に早期の是正を促すため、FIT/FIP交付金の一時停止等を措置。
- あわせて、森林法や盛土規制法等の災害の危険性に直接影響を及ぼし得るような土地開発に関わる許認可について、許認可取得を再エネ特措法の申請要件とするなど、認定手続を厳格化。

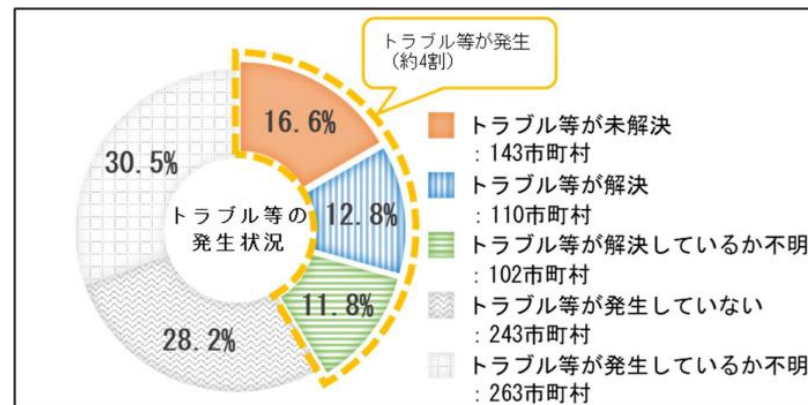
○ 太陽光の導入状況



(出典) 第1回再生可能エネルギー主力電源化小委員会資料3より抜粋



○ 太陽光発電設備等の導入に関する調査結果（総務省）



(注) 1 当省の基礎調査結果による。
2 基礎調査を実施した 861 市町村に占める割合を示しており、小数第二位を四捨五入しているため、割合の合計は 100 にならない。

また、基礎調査で回答（複数回答可）があった未解決のトラブル等の内容は、以下のとおりである。

- ① 雑草等が繁茂するなど十分な管理がなされていない : 69 市町村
- ② 標識や柵、排水設備が未設置である : 44 市町村
- ③ 土砂災害発生の懸念がある : 19 市町村
- ④ 土地開発部局の許可を得ていない土地に設置されている : 17 市町村
- ⑤ 土砂災害が復旧されていない : 15 市町村
- ⑥ 損壊した発電設備が放置されている : 4 市町村
- ⑦ 前所有者と契約内容をめぐってトラブルになっている : 4 市町村
- ⑧ 条例で規制されている抑制区域等に設置されている : 2 市町村
- ⑨ 発電設備が不法投棄されている : 1 市町村
- ⑩ その他（太陽光パネルからの反射光、十分な住民説明がなく設置等） : 66 市町村

注：図等は令和5年度の実地調査の前に令和4年度実施した書面基礎調査による（861市町村回答）
(出典) 「太陽光発電設備等の導入に関する調査結果報告書」（令和6年3月総務省行政評価局）

(参考) 地域と共生した再エネ導入のための事業規律強化 (2024年再エネ特措法改正等)

<地域でトラブルを抱える例>

土砂崩れで生じた崩落



柵塀の設置されない設備



不十分な管理で放置されたパネル



景観を乱すパネルの設置



① 許認可の認定 申請要件化

- ▶ 森林法や盛土規制法等の災害の危険性に直接影響を及ぼし得るような土地開発に関わる許認可について、許認可取得を再エネ特措法の申請要件とするなど、認定手続厳格化。

② 違反防止・ 早期解消

- ▶ 違反の未然防止・早期解消を促す仕組みとして、事業計画や関係法令に違反した場合にFIT/FIP交付金を留保する措置といった再エネ特措法における新たな仕組みを導入。認定取消しの際の徴収規定の創設。
- ▶ これまでに森林法、農地法、盛土規制法違反等の太陽光発電事業（計428件）に対して、一時停止措置を講じた。このうち5件については違反状態が解消されたことが確認できたため、措置を解除。

【新たな制度的措置のイメージ（交付金留保後、認定取消しに至った場合）】



③ 廃棄等費用へ の対応

- ▶ 2022年7月から廃棄等費用の外部積立てを開始。事業者による放置等があった場合、廃棄等積立金を活用。
- ▶ 2030年代半ば以降に想定される使用済太陽光パネル発生量ピークに計画的に対応するためパネル含有物質の情報提供を認定基準に追加する等の対応を実施。使用済太陽光パネルの大量廃棄を見据え、リユース、リサイクル及び最終処分の確実な実施に向けた制度検討を進め、2026年5月29日に「太陽電池廃棄物の再資源化等の推進に関する法律」が成立。

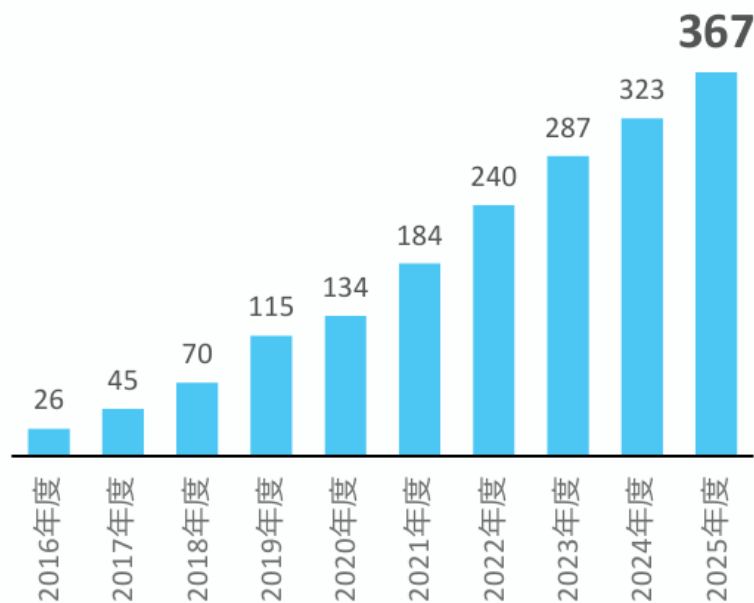
④ 住民との丁寧な コミュニケーション

- ▶ 再エネ特措法の申請において、説明会の開催など周辺地域への事前周知の要件化（事業譲渡の際の変更申請の場合も同様）。事前周知がない場合には認定を認めない。

(参考) 各自治体における条例策定とFIT/FIP交付金一時停止との連携

- 適正な再エネ発電事業の実施に対する地域の懸念に対応するため、各自治体において、地域ごとの実情に応じ、地域と共生した形で再エネ導入を求める条例（再エネ条例）の制定が相次いでいる。
- 政府としても、全国の自治体を対象とした連絡会等を開催するなど、自治体との連携を強化し、各自治体における再エネ条例の制定を支援している。
- また、行政処分・罰則による担保が措置されている条例の違反に対して、自治体において書面指導等が講じられている場合には、FIT/FIP交付金一時停止措置の対象となる。登別市では、2025年6月1日、国と密に連携し、違反発生時にFIT/FIP交付金一時停止の対象となり得る再エネ条例を施行した。

再エネ条例は近年増加（再エネ条例制定件数推移）



○登別市再生可能エネルギー発電事業と地域との調和に関する条例 (公布日：2025年3月27日、施行日：2025年6月1日)

- ・禁止区域：発電事業を禁止する区域（関係法令に適合している場合を除く）
- ・抑制区域：発電事業の抑制が必要な地域を抑制区域として指定
- ・事業計画の届出：着工60日前までに事業計画の届出が必要
- ・周辺関係者への説明：周辺関係者に対し説明会等を開催
- ・標識の掲示：設置区域内の公衆の見やすい場所に標識を掲示
- ・立入調査等：事業区域に立ち入り、必要な調査をすることができる
- ・指導、助言及び勧告：指導、助言及び勧告を行うことができる
- ・命令：違反等の場合に必要な措置を講じるよう命令することができる
- ・公表：命令に従わない場合、公表することができる
- ・罰則：命令に従わない場合、5万円以下の過料に処する

I - 6 設備導入による課題（系統制約）

- 発電した電気を一般送配電事業者（大手電力）の送電線、配電線に流すためには、
①系統接続の申し込み⇒②一般送配電事業者等による承認⇒③工事費負担金の支払い、接続工事の実施を経ることが必要（系統接続：電力系統（※）への接続）。
- ※ 「電力系統」とは、発電や送電、あるいは変電や配電のために使う電力設備がつながって構成するシステム全体のこと。
- 系統にはそれぞれの送電設備ごとに接続容量の上限が存在。系統接続の申し込み順に系統の接続容量が確保され、上限を超えた場合は、対象の送電設備が増強されるまで接続はできない（系統制約）。

○ 電力系統の特徴

- ・ 電気の需給バランスがくずれると、周波数に乱れが生じ、発電機や電気機器に悪影響を及ぼし、最悪の場合は大規模な停電につながる。
- ・ 日本では、他エリアとの電気の融通が限定的。

大手電力がエリア内の
電力の需給バランスを調整している。

○ 系統制約と再エネ導入にあたっての課題

容量面での 系統制約

① 送電容量の制約

接続申し込みが増加すると、既存の送電設備の容量が不足
→新たな発電施設が系統へ接続契約できない。

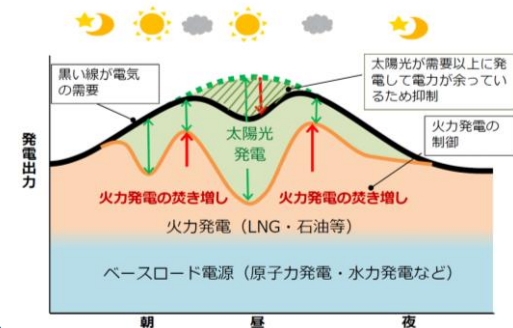
② エリア全体の需給バランスの制約

電気の需要及び再エネ発電量は季節・時間帯により変化
→過供給時には、予め定められたルールに基づき**出力制御**を求められる。

変動面での 系統制約

- 再エネ電源は、出力の変動が大きく、供給量のコントロールや予測が難しいため、需給バランスの調整が困難
→蓄電池を導入する等、出力変動を小さくするための対応が必要となる。

電力の需給バランス調整のイメージ



I-7 営農型太陽光発電とは



- 営農型太陽光発電とは、一時転用許可を受け、農地に簡易な構造でかつ容易に撤去できる支柱を立てて、上部空間に太陽光を電気に変換する設備を設置し、営農を継続しながら発電を行う事業。
- 作物の販売収入に加え、発電電力の自家利用等による農業者の所得向上等が期待できる取組手法。



露地の畑の上部にパネルを設置



パネル下でのトラクターによる
耕運作業の様子

I - 7 営農型太陽光発電に関する農地転用許可の取扱い



- 営農型太陽光発電設備の設置については、平成25年に農地転用許可制度に係る取扱いを明確化。
- 営農が適切に継続されない事例を排除するため、これまで通知で定めていた一時転用の許可基準等を農地法施行規則に定めるとともに、具体的な考え方や取扱いについてガイドラインを制定し、令和6年4月1日に施行。

営農型太陽光発電設備の取扱いの主な内容

① 一時転用許可に当たり、次の事項をチェック

- 一時転用期間が一定の期間内（通常3年以内）となっているか

次のいずれかに該当するときは10年以内

- ・ 認定農業者等の担い手が下部の農地で営農を行う場合
- ・ 遊休農地を活用する場合
- ・ 第2種農地又は第3種農地を活用する場合

- 下部の農地での営農の適切な継続が確実か

営農の適切な継続とは

- ・ 生産された農作物の品質に著しい劣化が生じていないこと
- ・ 下部の農地の活用状況が次の基準を満たしていること

区分	右以外の場合	遊休農地を活用する場合
基準	a. b以外の場合 平均的な単収と比較しておおむね2割以上減収しないこと b. 市町村で栽培されていない作物や生産に時間を要する作物の場合 試験栽培の実績又は栽培理由書に記載した単収より減少しないこと。	適正かつ効率的に利用されていること。（農地の遊休化、捨作りをしない）

- 毎年の栽培実績及び収支の報告が適切に行われるか
- 農作物の生育に適した日照量を保つための設計であるか
- 効率的な農業機械等の利用が可能な高さ(最低地上高2m以上)であるか
- 地域計画の区域内の農地の利用集積等に支障がないとして協議の場での合意が得られているか 等

② 一時転用許可は、再許可が可能

- ・ 再許可では、従前の転用期間の営農状況を十分勘案し総合的に判断
- ・ 自然災害や営農者の病気等やむを得ない事情により、営農状況が適切でなかった場合は、その事情等を十分勘案
- ・ 当初許可時には遊休農地であっても、再許可時には遊休農地として扱わないことに留意

③ 年に1回の報告により、農作物の生産等に支障が生じていないかチェック

- ・ 報告の結果、営農に支障が生じている場合には、現地調査を行い、改善措置等を指導。
- ・ 一時転用許可を受けた者が当該指導に従わない場合は、是正勧告や原状回復命令等の措置。

望ましい営農型太陽光発電の考え方

- 令和7年度5月より、今後導入を推進する価値のある「望ましい営農型太陽光発電」の考え方を具体的に整理するため、有識者等から構成する「望ましい営農型太陽光発電に関する検討会」を開催。
- 国が営農型太陽光発電のあるべき姿を明確化し、地方公共団体等がそれに沿って適否を判断できるようにすることで、営農型太陽光発電の適正化を図る。

望ましい営農型太陽光発電の考え方（案）

営農型太陽光発電の基本理念

- 適切な営農の継続を大前提として、特例的に農地一時転用を認めるものであること
(規定の収量減少のおそれがなく、発電設備は簡易な構造で容易に撤去できるものであること)
- 将来にわたって、農地の食料生産基盤としての機能が維持され、食料安全保障の確保に資する取組であること
- 農業者の所得向上や経営発展に資する取組であること
- 地域と共生し、地域活性化に資する取組であること

基本理念実現のために求められる営農型太陽光発電の形状・形態

- ① 営農に関すること
 - ・(営農者)地域計画に位置づけられた者であること
 - ・(営農者)栽培する品目について50万円以上の生産・販売実績等を有している者であること
 - ・(品目)地域で栽培され、販売ルートが確立している品目であること
(米・麦・大豆は一定の遮光環境下でも適切な栽培管理を前提に規定の単収を確保することが可能)
 - ・(品目)原則毎年収穫可能な品目であること 等
- ② 発電設備に関すること
 - ・遮光率が30%未満であること
 - ・機械作業に支障がないものであること（最低地上高3m以上、支柱間隔4m以上） 等
- ③ 地域との共生に関すること
 - ・地域の農業者や周辺住民をはじめとした地域の合意が得られていること
 - ・発電事業者から営農者等に対し適正な利益還元を行うこと
 - ・土地改良事業の施行や農業経営の規模拡大等の施策の妨げになるおそれがないこと
 - ・撤去費用の確保が確実であること 等

制度見直しの検討方向（案）

- 望ましい営農型太陽光発電の考え方を「農山漁村再生可能エネルギー法」に基づく基本方針に明記し、国としての考え方を明確化

- 地方公共団体等が、国の基本方針に沿って望ましい営農型太陽光発電の適否を判断できるように関連制度を見直し



営農型太陽光発電の適正化

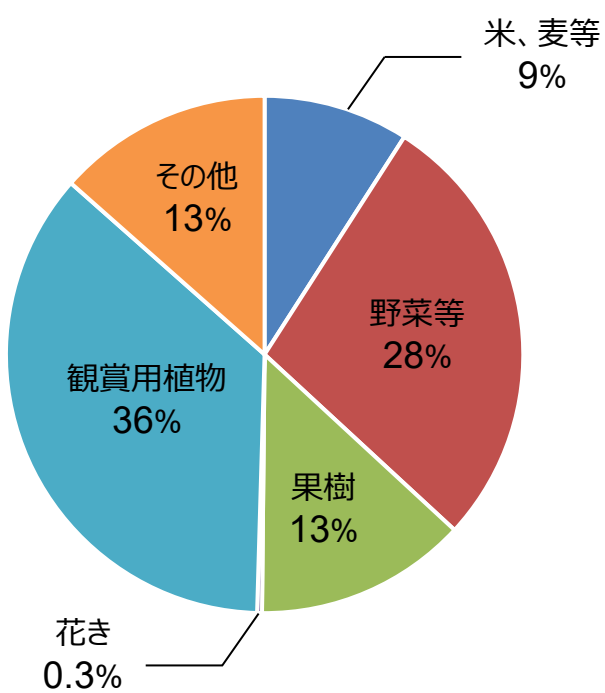
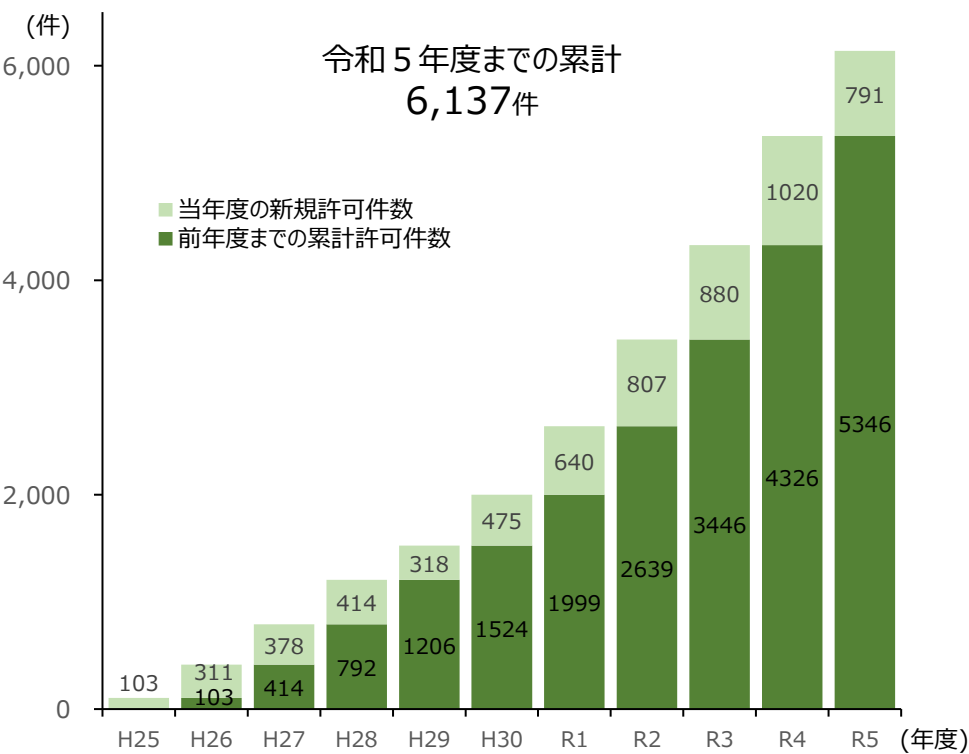
I - 7 営農型太陽光発電の取組状況



- 営農型太陽光発電設備を設置するための農地の一時転用許可件数は、令和 5（2023）年度までに6,137件、その発電設備下部の農地面積は1,361.6ha。
- 太陽光発電設備下部の農地で生産されている農作物は様々。

○ 営農型太陽光発電設備を設置するための農地の一時転用許可件数

○ 下部農地での栽培作物（件数ベース）



資料 | 営農型太陽光発電設備設置状況等について（令和 5 年度末現在）（令和 7 年12月農林水産省農村振興局）を基に作成

(参考) 営農型太陽光発電取組支援ガイドブック



- 営農型太陽光発電に取り組みたいと考えられている方々や、その取組を支援する地方自治体・金融機関の参考としていただくことを目的に、「営農型太陽光発電取組支援ガイドブック」を公開。
- 令和7年4月、農林水産省Webページにおいて、2025年度版を公表。



	項目
1	営農型太陽光発電とは
2	営農型太陽光発電の取組事例
3	営農型太陽光発電 高収益農業実証事業の概要
4	営農型太陽光発電を始めるには（取組フロー）
5	営農型太陽光発電取組チェックリスト
6	営農型太陽光発電に係る地方自治体の支援施策
7	営農型太陽光発電に係る金融機関の支援施策
8	営農型太陽光発電に係る国の支援施策
9	その他



Ⅱ 再生可能エネルギーに関する制度





Ⅱ-1 農山漁村再生可能エネルギー法の概要

- ・ 農山漁村に存在する土地、水、バイオマス等の資源を活用した再生可能エネルギー発電を促進し、地域の所得向上等に結びつけていくことが必要。
- ・ 食料供給や国土保全等の農山漁村が有する重要な機能の発揮に支障を来すことのないよう、農林地等の利用調整を適切に行うとともに、再生可能エネルギーの導入と併せて地域の農林漁業の健全な発展に資する取組を促進することが重要。

取組の枠組みを構築

**「農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律」
（農山漁村再生可能エネルギー法）が平成25年11月に成立。平成26年5月に施行。**

【法の趣旨】

農山漁村において**農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電を促進**するための措置を講ずることにより、農山漁村の活性化を図るとともに、エネルギー供給源の多様化に資するための制度を創設する。

【概要】

1. 基本理念

- ① 農山漁村における再生可能エネルギー電気の発電の促進は、**地域の関係者の相互の密接な連携の下**に、地域の活力向上及び持続的発展を図ることを旨として行わなければならない。
- ② 地域の**農林漁業の健全な発展に必要な農林地並びにその周辺の水域の確保**を図るため、これらの農林漁業上の利用と再生可能エネルギー電気の発電のための利用との調整が適正に行われなければならない。

2. 農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー発電の促進に関する計画制度

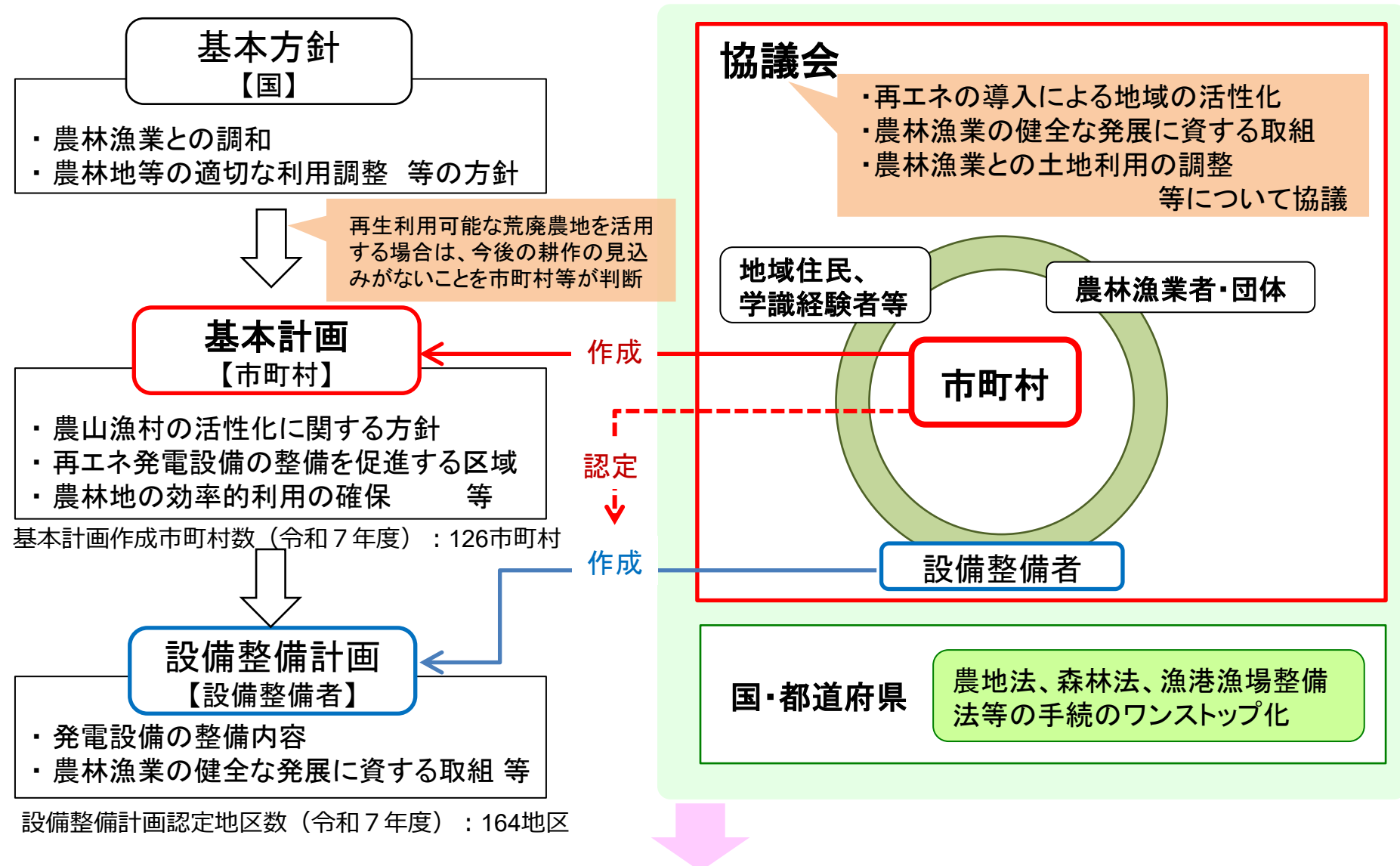
3. 認定を受けた設備整備計画に係る特例措置

関連法の許可または届出の手続きのワンストップ化 等

4. その他

- ① 国・都道府県による市町村に対する情報提供、助言その他の援助
- ② 計画作成市町村による認定設備整備者に対する指導・助言

II-1 再生可能エネルギー発電の促進に関する計画制度



農山漁村の再生可能エネルギーの導入に向けた取組を推進

II-1 農山漁村再生可能エネルギー法に基づく基本方針



- 国は、農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギーの発電の促進による農山漁村の活性化の意義及び目標、促進のための施策、農林漁業の健全な発展に資する取組等の「基本方針」を策定（法第4条）。市町村は、基本方針に基づき、当該市町村の区域を対象とした「基本計画」を作成（法第5条）
- 令和7年5月に食料・農業・農村基本計画の策定や第7次エネルギー基本計画の見直し等を踏まえ改正。

基本方針に規定する政策目標

2030年度
目標

- ①法の措置の活用地域数を200地域以上構築。
- ②農林漁業循環経済地域の構築に取り組む地区数を100地区以上創出。

①各年度の基本計画作成数(累計)

2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030
113	126					200以上

②各年度の農林漁業循環経済地域の構築数(累計)

2025	2026	2027	2028	2029	2030
14					100以上

主な記載事項

- 第1 農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気発電の促進による農山漁村の活性化の意義及び目標
- 第2 農山漁村における農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気発電の促進のための施策に関する基本的事項
- 第3 農林地並びに漁港及びその周辺の水域の農林漁業上の利用と再生可能エネルギー電気発電のための利用との調整に関する基本的事項
- 第4 再生可能エネルギー発電設備の整備と併せて行う農林地の農林業上の効率的かつ総合的な利用の確保その他の農林漁業の健全な発展に資する取組の促進に関する基本的事項
- 第5 その他の基本計画の作成に関する基本的事項
- 第6 自然環境の保全との調和その他の農山漁村における再生可能エネルギー電気発電の促進に際し配慮すべき重要事項

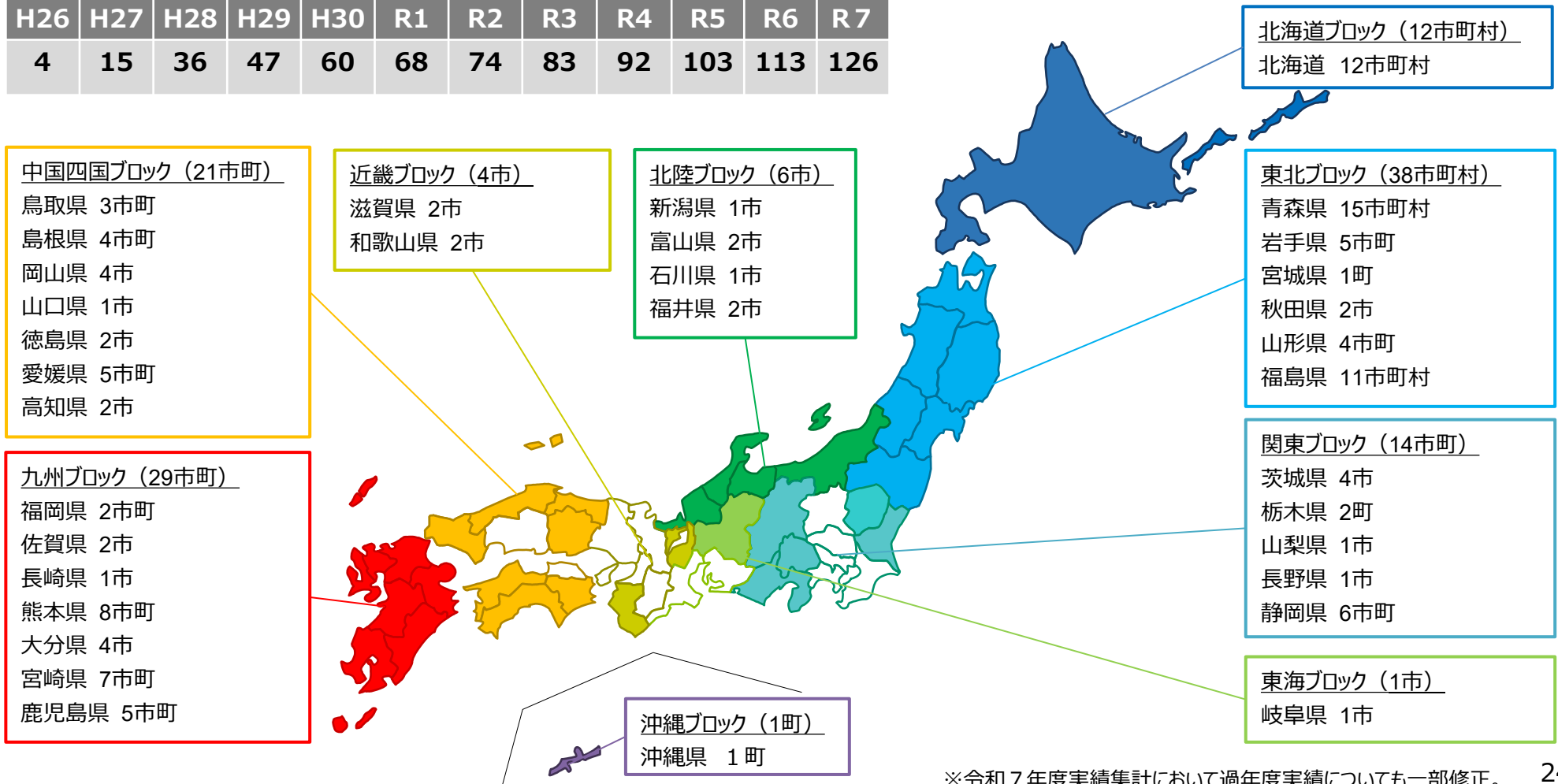
II-1 農山漁村再生可能エネルギー法の活用状況（基本計画）

- 農山漁村再生可能エネルギー法に基づく基本計画について、令和7年度末時点で34道県126市町村で作成。
- ブロック別では、東北ブロックで38市町村で最も多く、全国で同計画に基づき農林漁業の健全な発展に資する取組が行われている。

各年度の基本計画作成数(累計)

(令和8年3月末現在、農林水産省調べ)

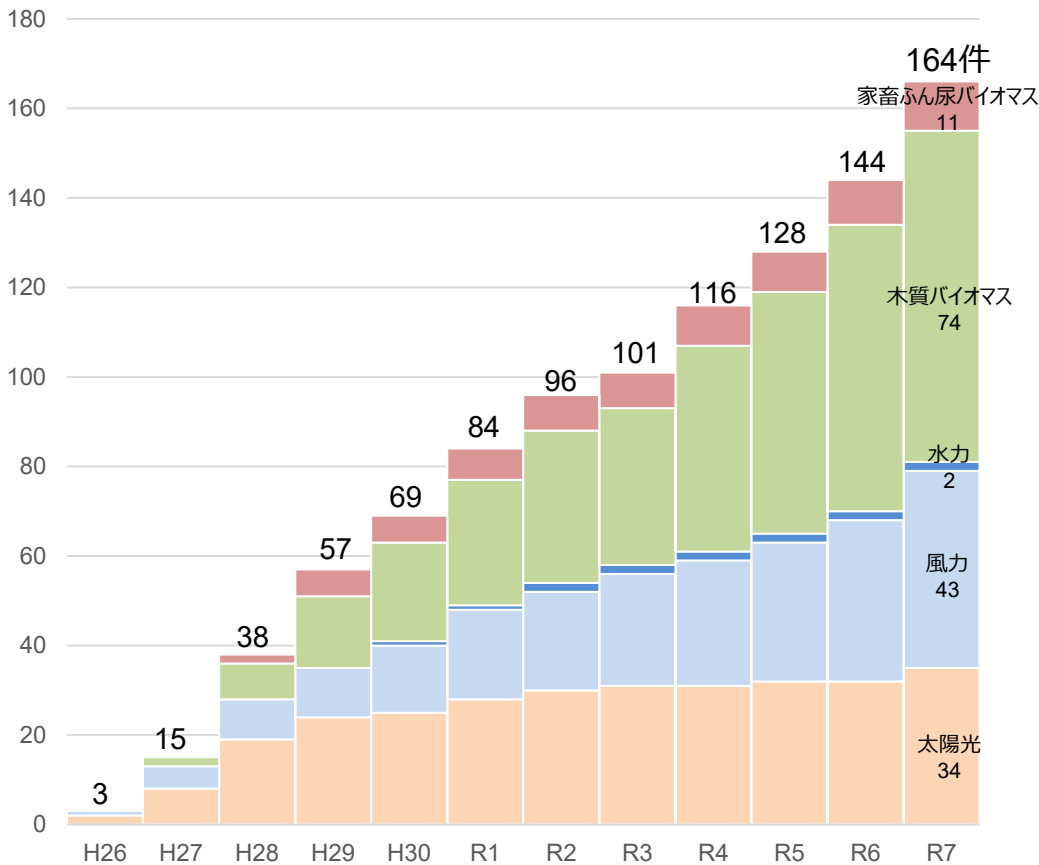
H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7
4	15	36	47	60	68	74	83	92	103	113	126



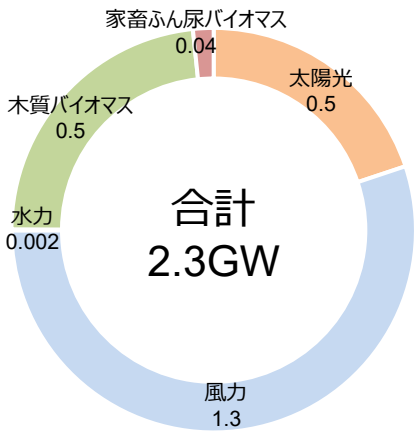
Ⅱ-1 農山漁村再生可能エネルギー法の活用状況（設備整備計画等）

- 農山漁村再生可能エネルギー法に基づく設備整備計画について、令和7年度末時点で164地区で作成。
- 設備整備計画認定数の内訳を見ると、木質バイオマス発電設備が最も多い。
- 設備整備計画の発電出力については、風力発電設備が全体の過半数を占めている。

○設備整備計画の認定状況（累計・発電種別）



○発電出力の内訳（設備整備計画認定分）



○農地転用不許可の例外の活用状況

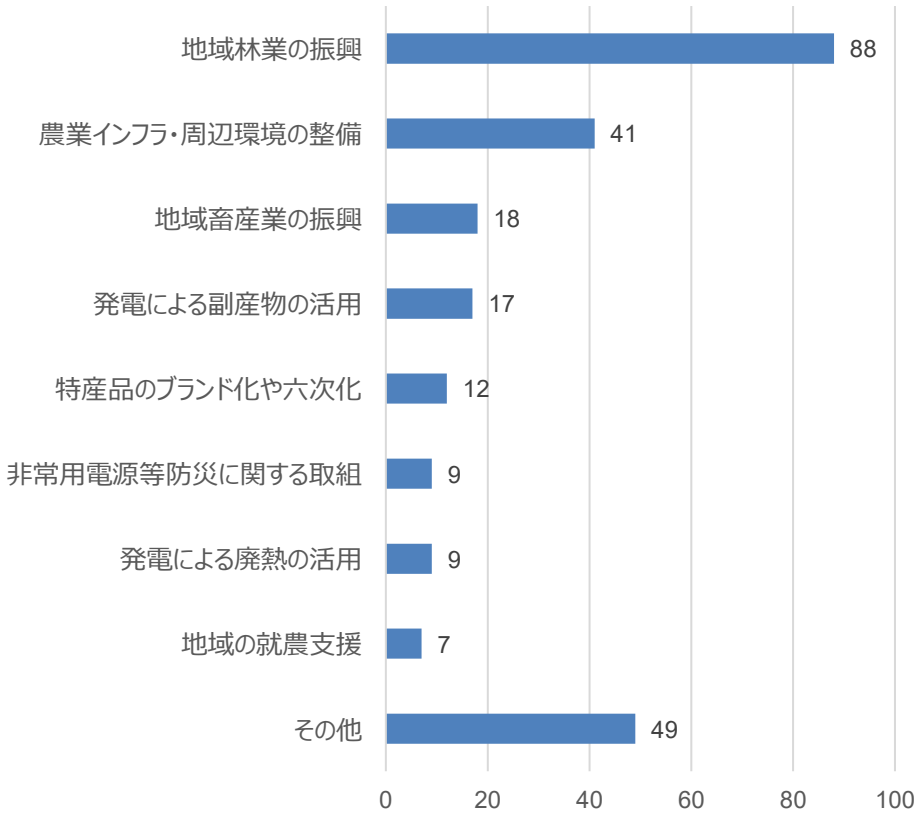
	第1種農地の転用がある 認定済整備計画	左記のうち第1種農地の 転用面積
太陽光	20件	306ha
風力	25件	26ha
水力	1件	0.004ha
木質バイオマス	2件	4ha
家畜ふん尿バイオマス	2件	2ha
合計	50件	337ha

※1 複数電源種を位置付けている設備整備計画があるため全体数と電源種ごとの合計は一致しない。
※2 令和7年度集計において過年度実績においても一部修正。

II-1 農山漁村再生可能エネルギー法の活用状況（農林漁業の健全な発展に資する取組）

- 農山漁村再生可能エネルギー法では、再エネ発電設備の整備と併せて、再エネ発電の利益を地域に還元する「農林漁業の健全な発展に資する取組」を行うこととしている。
- 取組の内訳をみると、地域林業の振興、農業インフラ、周辺環境の整備など、地域主体による農山漁村の活性化に資する様々な取組が行われている。

○農林漁業の健全な発展に資する取組の内訳



令和 8 年 3 月 末 時 点 農 林 水 産 省 調 べ
※「農林漁業の健全な発展に資する取組」については複数の取組を計画に定めることが可能なため、設備整備計画認定数と本内訳の合計は一致しない。

【取組事例①】愛媛県内子町（木質バイオマス発電）

- 地元森林組合と調整し、未利用間伐材を長期間安定的に購入、持続的な森林整備の推進を通じて、地元林業、木材産業の活性化に貢献。
- 発電設備から生じた廃熱を民間施設に供給。電気、熱の利用により、再エネ設備のエネルギー変換効率を約75%に高め、再エネを無駄なく活用。廃熱は、民間施設の従来の給湯費より約10%安価な額で契約し、同施設の経費の削減に貢献。
- 木質ペレットの燃料残渣（炭）（600～800kg/日）を土壌改良材として農業法人等に販売。
- 発電所建屋は、町産材（CLT（直交集成板））を積極的に活用し、町の景観まちづくり条例に配慮したデザインを採用。



【取組事例②】青森県野辺地町（風力発電）

- 発電事業で得た売電収益から概ね 1 % 程度を基金として積み立て、地域の農林水産業へ寄与する事業に活用。取組については毎年度見直しを行い、再生可能エネルギーの地域利用についても検討するとともに幅広い農山漁村の地域振興を目指す。
- 令和 6 年度は、特産品であるホタテの養殖に関する支援（漁業者支援、稚貝放流）や、新規就農者の農業機械購入の補助等に活用。



Ⅱ-1 農山漁村再生可能エネルギー法の活用メリット

- ① 農地法、森林法等の手続きのワンストップ化
- ② 市町村による所有権移転等促進事業
- ③ 再生利用困難な荒廃農地等に設定された設備整備区域における第1種農地の転用不許可の例外
- ④ 農林漁業の健全な発展に資する取組を通じた再エネ発電の利益の地域還元
- ⑤ 「地域資源バイオマス発電設備」の証明による出力制御ルール上の優遇措置（既設設備も対象）
- ⑥ 市町村による認定事業者への指導・助言
- ⑦ FITの地域公共案件（第1次保証金及び第2次保証金の免除）

○農山漁村再生可能エネルギー法に基づく取組の概要

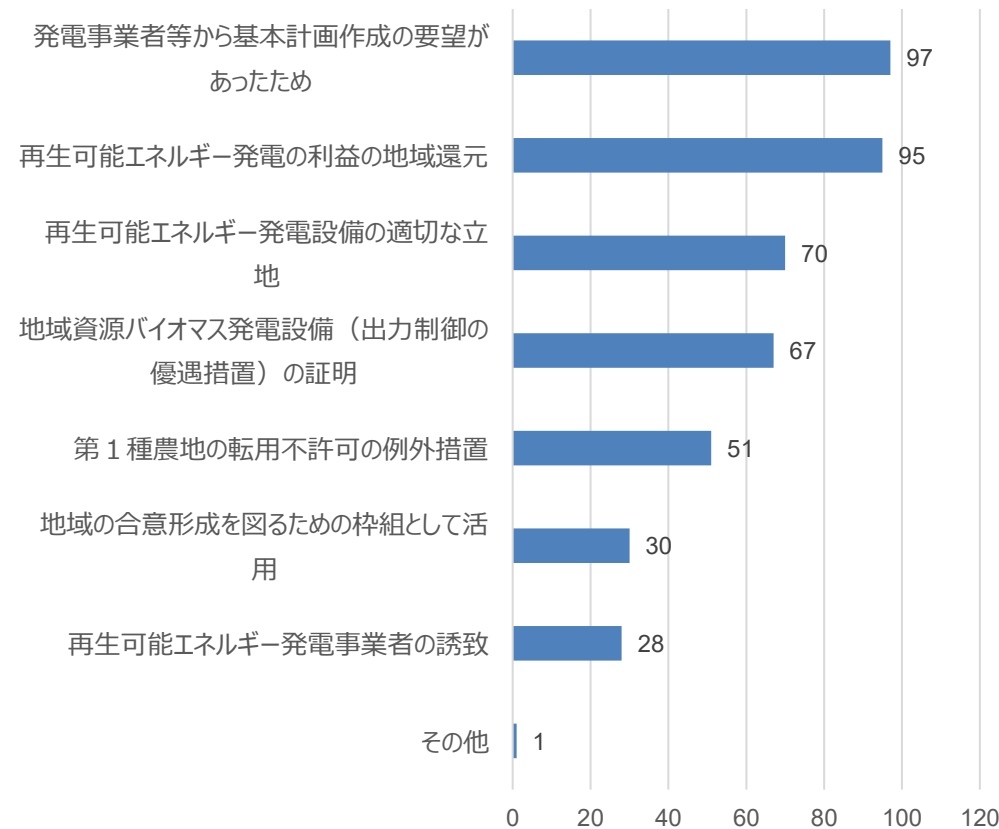


Ⅱ-1 農山漁村再生可能エネルギー法の活用状況（活用理由・設置主体）



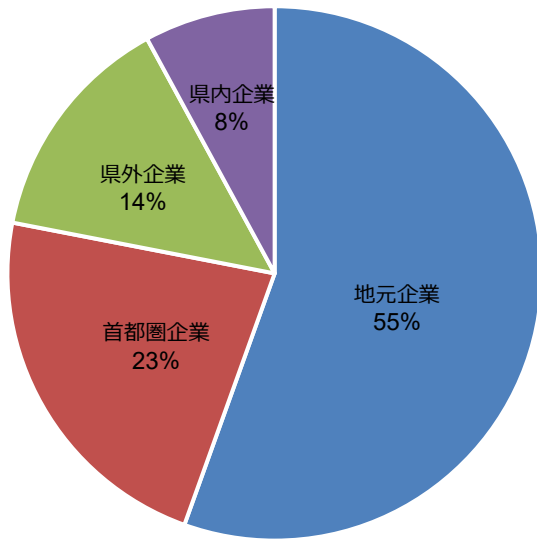
- 農山漁村再生可能エネルギー法の活用理由として、基本計画作成の要望、発電利益の地域還元や、地域資源バイオマス発電設備の証明などが挙げられる。
- 設置主体の内訳をみると、地元企業が最も多く、過半数を占めるが、首都圏企業や県外企業も一定数を占めている状況。

○ 農山漁村再生可能エネルギー法の活用理由



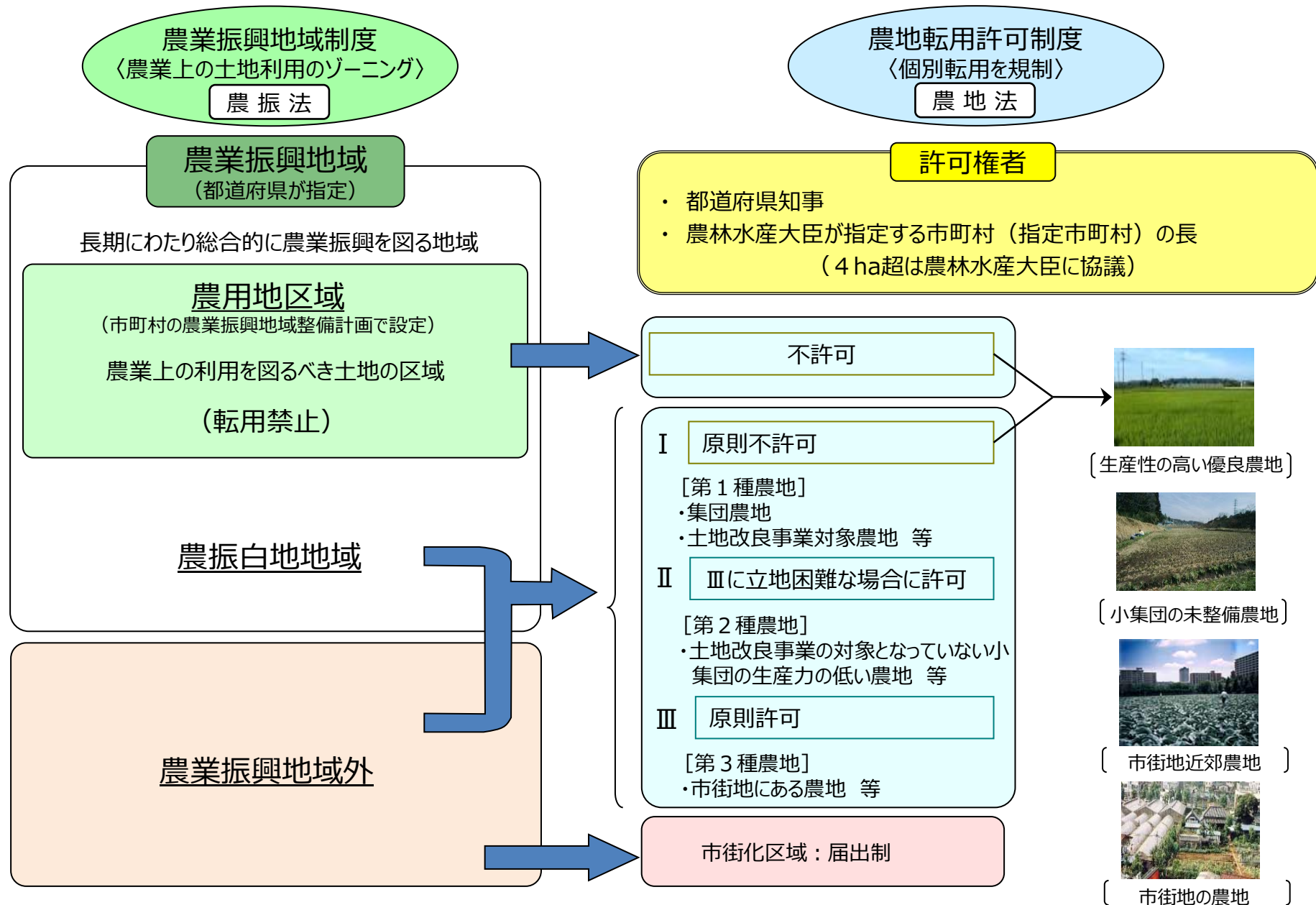
※複数選択可のため農山漁村再生可能エネルギー法基本計画数と各項目の合計は一致しない。

○ 農山漁村再生可能エネルギー法を活用した再生可能エネルギー発電設備の設置主体



- 注）地元企業：設備を設置する市町村と設置主体の本社所在市町村が一致するもの。一部公共団体を含む。
- 県内企業：設備を設置する都道府県と設置主体の本社所在都道府県が一致するもの（地元企業を除く）。
- 県外企業：設備を設置する都道府県と設置主体の本社所在都道府県が一致しないもの（地元企業、県内企業、首都圏企業を除く）。
- 首都圏企業：設置主体の本社所在地が首都圏のもの（地元企業、県内企業を除く）。

(参考) 農業振興地域制度と農地転用許可制度の概要



II-2 SDG s : Sustainable Development Goals(持続可能な開発目標) (平成27年9月 国連サミット採択)

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS

世界を変えるための17の目標



目標7：
「すべての人々に手ごろで信頼でき、持続可能かつ近代的なエネルギーへのアクセスを確保する」

【2030年までのターゲット】

- 7.1 安価かつ信頼できる現代的エネルギーサービスへの普遍的アクセスを確保する。
- 7.2 世界のエネルギーミックスにおける再生可能エネルギーの割合を大幅に拡大させる。
- 7.3 世界全体のエネルギー効率の改善率を倍増させる。
- 7.a 再生可能エネルギー、エネルギー効率及び先進的かつ環境負荷の低い化石燃料技術などのクリーンエネルギーの研究及び技術へのアクセスを促進するための国際協力を強化し、エネルギー関連インフラとクリーンエネルギー技術への投資を促進する。
- 7.b 各々の支援プログラムに沿って開発途上国、特に後発開発途上国及び小島嶼開発途上国、内陸開発途上国の全ての人々に現代的で持続可能なエネルギーサービスを提供できるよう、インフラ拡大と技術向上を行う。

Ⅱ-3 パリ協定に基づく成長戦略としての長期戦略（抜粋）（令和元年6月11日閣議決定）



第2章 各部門の長期的なビジョンとそれに向けた対策・施策の方向性

第1節 排出削減対策・施策

1. エネルギー（2）目指すべきビジョン

- 再生可能エネルギーは、経済的に自立し脱炭素化した主力電源化を目指す。
- 熱の効率的利用をはじめとする省エネルギーの推進や、再生可能エネルギーの普及拡大及びエネルギーシステムの強靱化に資する分散型エネルギーシステムの構築を目指す。

（略）

4. 地域・くらし（2）目指すべきビジョン

- 農山漁村においては、豊富に存在する多様な資源を最大限活用し、地域主導によりバイオマス、営農型太陽光発電を含む再生可能エネルギーや水素を創出し、地域内で活用する。さらに、農山漁村域外に供給することにより、我が国の温室効果ガスの大幅削減に貢献する。
- 再生可能エネルギーを用いた分散型エネルギーシステムの構築は、緊急時に大規模電源等からの供給に困難が生じた場合でも、地域において一定のエネルギー供給を確保することに貢献する。また、地域が主体となった導入により地域コミュニティの維持・強化にも資する。
- 荒廃農地のように有効な活用がされていない農地等に、農業生産が可能な形で太陽光発電パネルを設置し適切な営農を継続することで（営農型太陽光発電）、再生可能エネルギーの拡大とともに、事業の経済性を高め、地域の持続可能な社会形成に資する。
- 地域の再生可能エネルギーや未利用資源を活用した水素サプライチェーンの構築は、気候変動対策のみならず、地域のエネルギー自給率の向上や新たな地域産業の創出にも資する。

（参考）パリ協定の概要

目的	世界共通の長期目標として、産業革命前からの平均気温の上昇を2℃より十分下方に保持。1.5℃に抑える努力を追求。
目標	上記の目的を達成するため、今世紀後半に温室効果ガス的人為的な排出と吸収のバランスを達成できるよう、排出ピークをできるだけ早期に抑え、最新の科学に従って急激に削減。
各国の目標	各国は、貢献（削減目標）を作成・提出・維持する。各国の貢献（削減目標）の目的を達成するための国内対策をとる。各国の貢献（削減目標）は、5年ごとに提出・更新し、従前より前進を示す。
長期低排出発展戦略	全ての国が長期低排出発展戦略を策定・提出するよう努めるべき。（COP決定で、2020年までの提出を招請）
グローバル・ストックテイク	5年ごとに全体進捗を評価するため、協定の実施状況を定期的に検討する。 世界全体としての実施状況の検討結果は、各国が行動及び支援を更新する際の情報となる。



Ⅱ-4 食料・農業・農村基本計画（抜粋）（令和7年4月11日閣議決定）

第4 食料、農業及び農村に関し総合的かつ計画的に講ずべき施策

Ⅳ 環境と調和のとれた食料システムの確立・多面的機能の発揮

（2）環境負荷低減に向けた個別分野の取組

③ 農林漁業循環経済地域の創出

バイオマスは、電気・熱、燃料への変換によるエネルギー利用や、プラスチック等の素材としてのマテリアル利用が可能であり、再生可能エネルギーとともに、環境と調和のとれた持続可能な農林漁業の実現、地方創生や農山漁村の活性化、地球温暖化の防止、循環型社会の形成といった我が国の抱える課題の解決に寄与するものである。

このため、先導地域を核として、地域の未利用資源等を活用した「農林漁業循環経済地域」を全国に創出し、地域のバイオマスや再生可能エネルギーを地域の農林漁業関連施設や農業機械等で循環利用する、資源・エネルギーの地産地消の取組を推進する。

（略）

イ 再生可能エネルギーの利用推進

農山漁村における再生可能エネルギーは、相談窓口の設置や営農型太陽光発電のモデル的取組の支援等により、2023年度の経済規模は774億円となり、「農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進による農山漁村の活性化に関する基本的な方針」（平成26年5月制定、令和3年7月一部改正）における2023年度目標である600億円を達成した。一方、太陽光発電のFIT調達価格は、10円/kWh程度まで下落しているほか、出力制御エリアは全国に拡大しており、今後はこれまでのような売電収入は見込めないため、FIT/FIPのみに依存しない、再生可能エネルギーの農山漁村への導入推進や先進技術の導入が課題となっている。

このため、太陽光やバイオガス等の再生可能エネルギーを地域の農林漁業関連施設等で活用する地産地消の取組のモデルの構築や普及、エネルギーを地域全体で管理し効率的に活用する農山漁村エネルギーマネジメントシステム（VEMS）の導入を推進するとともに、次世代型太陽電池（ペロブスカイト）などの導入効果の検証等を行う。また、営農型太陽光発電については、望ましい取組を整理するとともに、適切な営農の確保を前提に市町村等の関与の下、地域活性化に資する形で推進する。

くわえて、農業水利施設を活用した小水力等発電について、優良事例の横展開、関連施策の周知等により導入を促進する。



3 本戦略の目指す姿と取組方向

（１）本戦略の策定とこれに基づく取組

（略）

② 本戦略に基づき、調達、生産、加工・流通、消費のサプライチェーン全体について、労力軽減・生産性向上、地域資源の最大活用、脱炭素化（温暖化防止）、化学農薬・化学肥料の提言、生産多様性の保全・再生の点から目指す姿として、

- ・ 2040年までに、革新的な技術・生産体系を順次開発（技術開発目標）
- ・ 2050年までに、革新的な技術・生産体系の開発を踏まえ、今後、「政策手法のグリーン化」（後述）を推進し、その社会実装を実現（社会実装目標）

という2段階の目標を掲げるとともに、従来の施策の延長ではない形で、サプライチェーンの各段階における環境負荷の低減と労働安全性・労働生産性の大幅な向上をイノベーションにより実現していくための道筋を示す。

（略）

（２）政策手法のグリーン化

① 農林水産省の補助事業については、技術開発の状況を踏まえつつ、2040年までにカーボンニュートラルに対応することを目指す。また、園芸施設については2050年までに化石燃料を使用しない施設への完全移行を目指す。

（略）

（５）本戦略が目指す姿とKPI（重要業績評価指標）

⑦ 2050年カーボンニュートラルの実現に向けて、農林漁業の健全な発展に資する形で、我が国の再生可能エネルギーの導入拡大に歩調を合わせた、農山漁村における再生可能エネルギーの導入を目指す。

4 具体的な取組

（１）資材・エネルギー調達における脱輸入・脱炭素化・環境負荷軽減の推進

① 持続可能な資材やエネルギーの調達

- ・ 営農型太陽光発電、バイオマス・小水力発電等による地産地消型エネルギーマネジメントシステムの構築
- ・ 農山漁村の活性化に資する再エネ事業者等の取組を可視化するためのロゴマークの導入
- ・ 小水力発電、地産地消型バイオガス発電施設等の導入
- ・ バイオ液肥（バイオガス発電の副産物である消化液）の活用による地域資源循環の取組の推進
- ・ 地産地消型エネルギーシステムの構築に向けた必要な規制の見直し

II-6 エネルギー基本計画（抜粋）（令和7（2025）年2月18日閣議決定）

V. 2040年に向けた政策の方向性

3. 脱炭素電源の拡大と系統整備

（2）再生可能エネルギー

①総論

（ア）基本的な考え方

今後とも、エネルギー政策の原則である **S + 3 E** を大前提に、電力部門の脱炭素化に向け、再生可能エネルギーの主力電源化を徹底し、関係省庁や地方公共団体が連携して施策を強化することで、地域との共生と国民負担の抑制を図りながら最大限の導入を促す。

（ウ）国民負担の抑制等

具体的には、F I T・F I P 制度における入札制の活用等を推進するとともに、**F I T・F I P 制度を前提としないビジネスモデルによる再生可能エネルギー発電事業を推進**する。また、F I T・F I P 認定後の迅速な事業実施を促すため、F I T・F I P 認定の失効制度等を着実に運用していく。

（エ）電力市場への統合

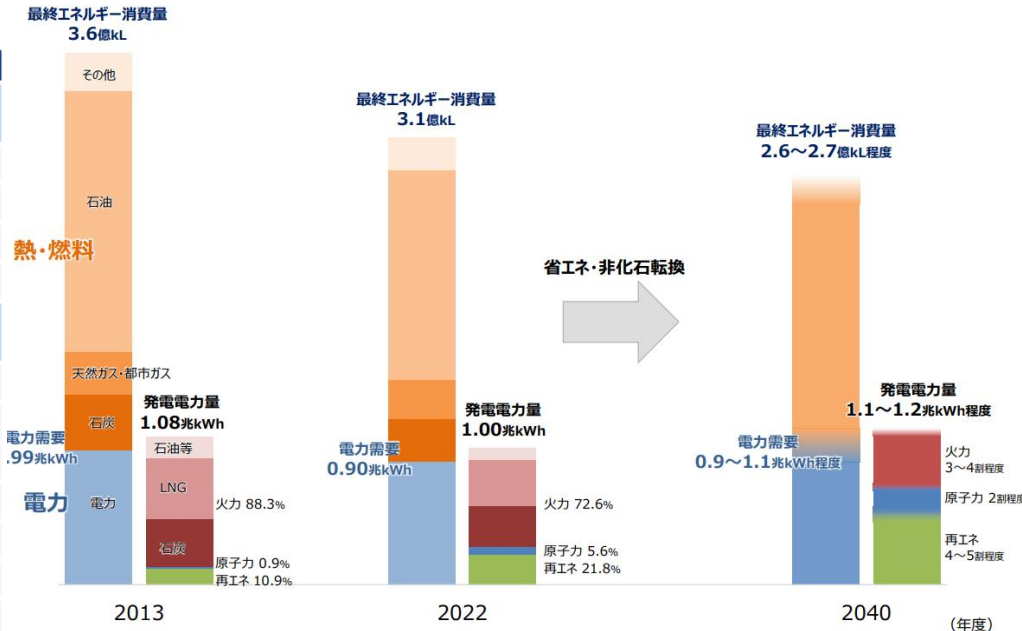
（C）再生可能エネルギーの地域活用

地域に賦存する再生可能エネルギーの地産地消は、災害時のエネルギーの安定供給の確保や地域活性化の観点から重要である。また、再生可能エネルギーの出力変動について、需給に近接した脱炭素化された調整力等による調整がなされることで、統合コストの抑制が見込まれる。

このため、**発電に近接した工場や家庭等で再生可能エネルギー電気を消費するモデルや、需要地内では消費し切れない再生可能エネルギー電気を地域内で消費するモデルなどを推進**するとともに、F I T 制度に基づく「地域活用要件」を通じて自家消費や地域一体的な電源の活用を促す。

○ 電力需要・電源構成

	2013年度（実績）	2022年度（実績）	2040年度（見通し）
電力需要	0.99兆kWh	0.90兆kWh	0.9～1.1兆kWh程度
産業	0.36兆kWh	0.32兆kWh	0.38～0.41兆kWh程度
業務	0.32兆kWh	0.31兆kWh	0.29～0.30兆kWh程度
家庭	0.29兆kWh	0.26兆kWh	0.23～0.26兆kWh程度
運輸	0.02兆kWh	0.02兆kWh	0.04～0.10兆kWh程度
発電電力量	1.08兆kWh	1.00兆kWh	1.1～1.2兆kWh程度
再エネ	10.9%	21.8%	4～5割程度
太陽光	1.2%	9.2%	23～29%程度
風力	0.5%	0.9%	4～8%程度
水力	7.3%	7.7%	8～10%程度
地熱	0.2%	0.3%	1～2%程度
バイオマス	1.6%	3.7%	5～6%程度
原子力	0.9%	5.6%	2割程度
火力	88.3%	72.6%	3～4割程度

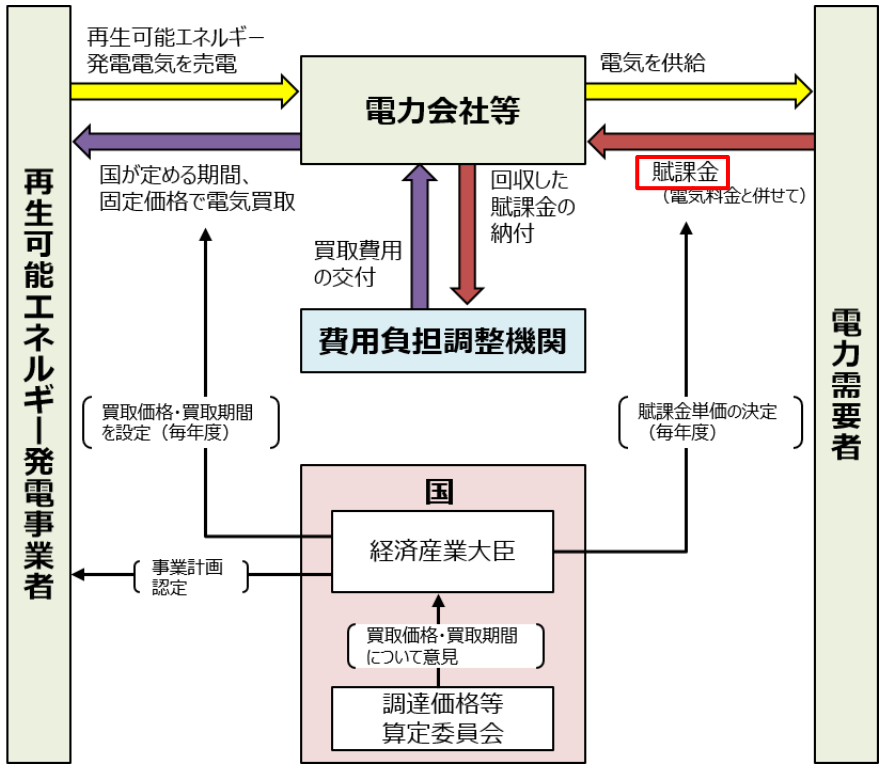


（出典） 資源エネルギー庁「2040年度におけるエネルギー需給の見通し（関連資料）」から抜粋

II-7 固定価格買取制度（FIT）

○ 「再生可能エネルギーの固定価格買取制度」は、再生可能エネルギーで発電した電気を、電力会社が一定価格で一定期間買いとることを国が約束する制度です。電力会社が買い取る費用の一部については電気を利用している消費者から「再エネ賦課金」という形で 広く集め、再生可能エネルギーの導入を支えています。

○ FITの基本的な仕組み



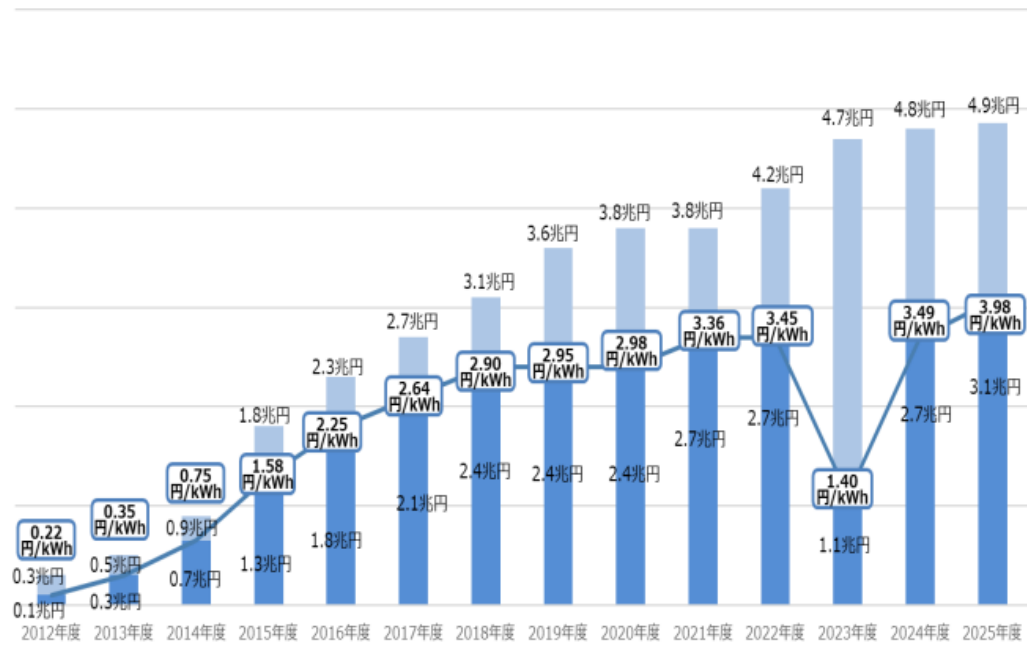
電源	調達区分			1kWhあたり調達価格/基準価格				調達期間	
				2025年度		2026年度	2027年度		
				(4月～9月)	(10月～3月)				
太陽光	250kW以上（入札制度適用区分）			入札		※ 1		20年間	
	50kW以上250kW未満（入札対象外）			8.9円		9.6円			※ 1
	10kW以上50kW未満			10円		9.9円			※ 1
	50kW以上（屋根設置）			11.5円	19円(～5年) 8.3円(6～20年)				
	10kW以上50kW未満（屋根設置）			11.5円	19円(～5年) 8.3円(6～20年)				
	10kW未満			15円	24円(～4年) 8.3円(5～10年)			10年間	
バイオマス	メタン発酵ガス	下水汚泥・家畜糞尿・食品残さ由来のメタンガス		35円		—		20年間	
	間伐材等由来の木質バイオマス	間伐材、主伐材	2kW以上	32円		—			
			2kW未満	40円		—			
	一般木質・農産物の収穫に伴い生じる固体燃料	製材端材、輸入材PKS等	1万kW以上	入札		※ 2			
			1万kW未満	24円		—			
風力	陸上風力		50Kw以上	入札 (13円)	入札 (14円)	入札 (13.7円)	20年間		
			50Kw未満	13円	14円	13.7円			
	洋上風力（着床式）			入札		入札			
	洋上風力（浮体式）			36円					
水力	5,000kW以上30,000kW未満			16円		—		20年間	
	1,000kW以上5,000kW未満			23円		—			
	200kW以上1,000kW未満			29円					
	200kW未満			34円					
地熱	15,000kW以上			26円		出力に応じて変化	—	15年間	
	15,000kW未満			40円					

※ 1 太陽光（地上設置（10kW以上））区分は、2026年度の落札案件を除き、2027年度以降、FIT/FIP制度の新規認定対象とならない。ただし、2026年度以前に既に認定を受けた案件及び2026年度の落札案件のFIP制度への移行は認める。

※ 2 バイオマス（一般木質等（10,000kW以上）・液体燃料）区分は、2026年度以降、FIT/FIP制度の新規認定対象とならない。また、2025年度以前に既に認定を受けた案件が、2026年度以降に調達価格/基準価格が変更される事業計画の変更（区分ごとのバイオマス比率の変更については、これらの区分のバイオマス比率の変更に限る。）を行う場合は、FIT/FIP制度の支援対象外となる。ただし、2025年度以前に既に認定を受けた案件のFIP制度への移行は認める。

(参考) 日本の動向：FIT・FIP制度に伴う国民負担の状況

- 再エネ賦課金は、再エネ特措法に基づき、再エネ電気の買取費用等から、再エネ電気を売電した場合に得られる収入を減じて計算。2025年度の水準は、3.98円/kWh。
- 2012年度～2014年度に認定された相対的に高い価格の事業用太陽光が買取総額全体の大半を占める。
- 国民負担の抑制を図るため、再エネコストを競争力ある水準に低減させ、自主的に導入が進む状態を早期に実現していく。具体的には、FIT/FIP制度における入札制の活用等を推進する。また、FIT/FIP認定後の迅速な事業実施を促すため、FIT/FIP認定の失効制度等を着実に運用していく。



※ 2012年度から2025年度までの買取総額及び賦課金総額見込みの推移

＜買取総額の内訳＞			
住宅用太陽光		0.2兆円	3%
事業用太陽光	2012年度認定	0.9兆円	19%
	2013年度認定	1.2兆円	26%
	2014年度認定	0.4兆円	9%
	2015～2025年度認定	0.5兆円	10%
	(合計)	(3.0兆円)	(64%)
風力発電		0.3兆円	6%
地熱発電		0.03兆円	0.6%
中小水力発電		0.2兆円	4%
バイオマス発電		1.0兆円	22%
合計		4.9兆円	

※四捨五入の関係で合計と内訳は必ずしも一致していない。

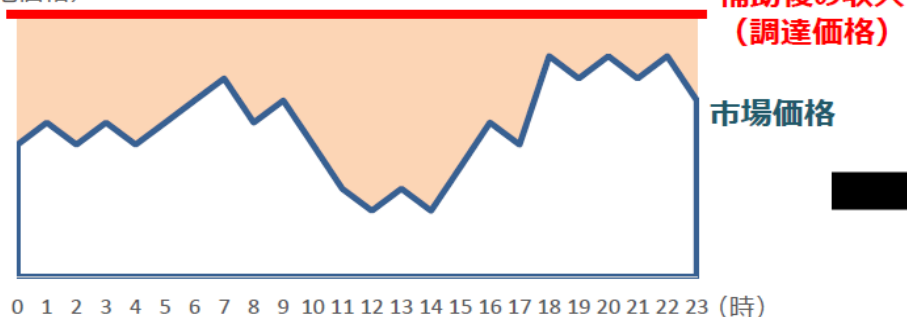
(参考) 市場連動型の導入支援 (FIP制度)

- 大規模太陽光・風力等の競争力ある電源への成長が見込まれるものは、欧州等と同様、電力市場と連動した支援制度へ移行。

FIT制度

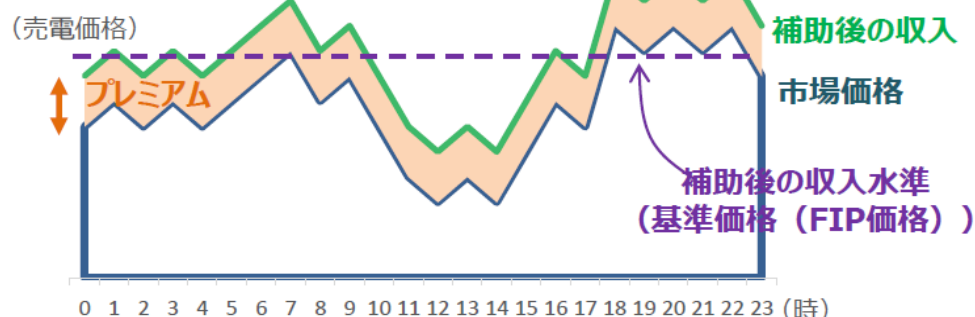
価格が一定で、収入はいつ発電しても同じ
→ 需要ピーク時（市場価格が高い）に供給量を増やすインセンティブなし

(売電価格)

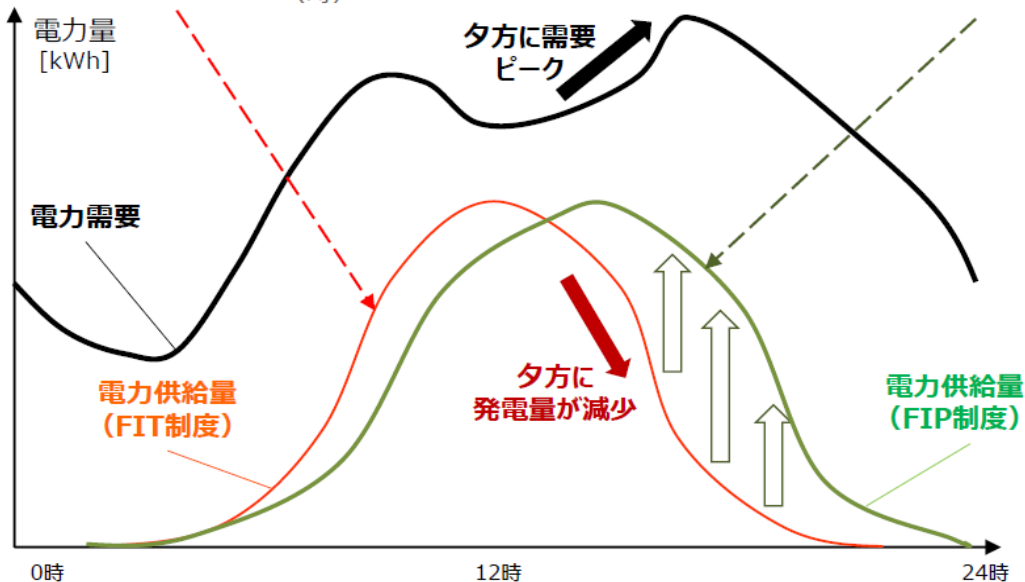


FIP制度

補助額（プレミアム）が一定で、収入は市場価格に連動
→ 需要ピーク時（市場価格が高い）に蓄電池の活用などで供給量を増やすインセンティブあり
※補助額は、市場価格の水準にあわせて一定の頻度で更新



1日の電力需要と太陽光発電の供給量



II-8 環境基本計画（抜粋）（令和6年5月21日閣議決定）

第2部 環境政策の具体的な展開

第2章 重点戦略ごとの環境政策の展開

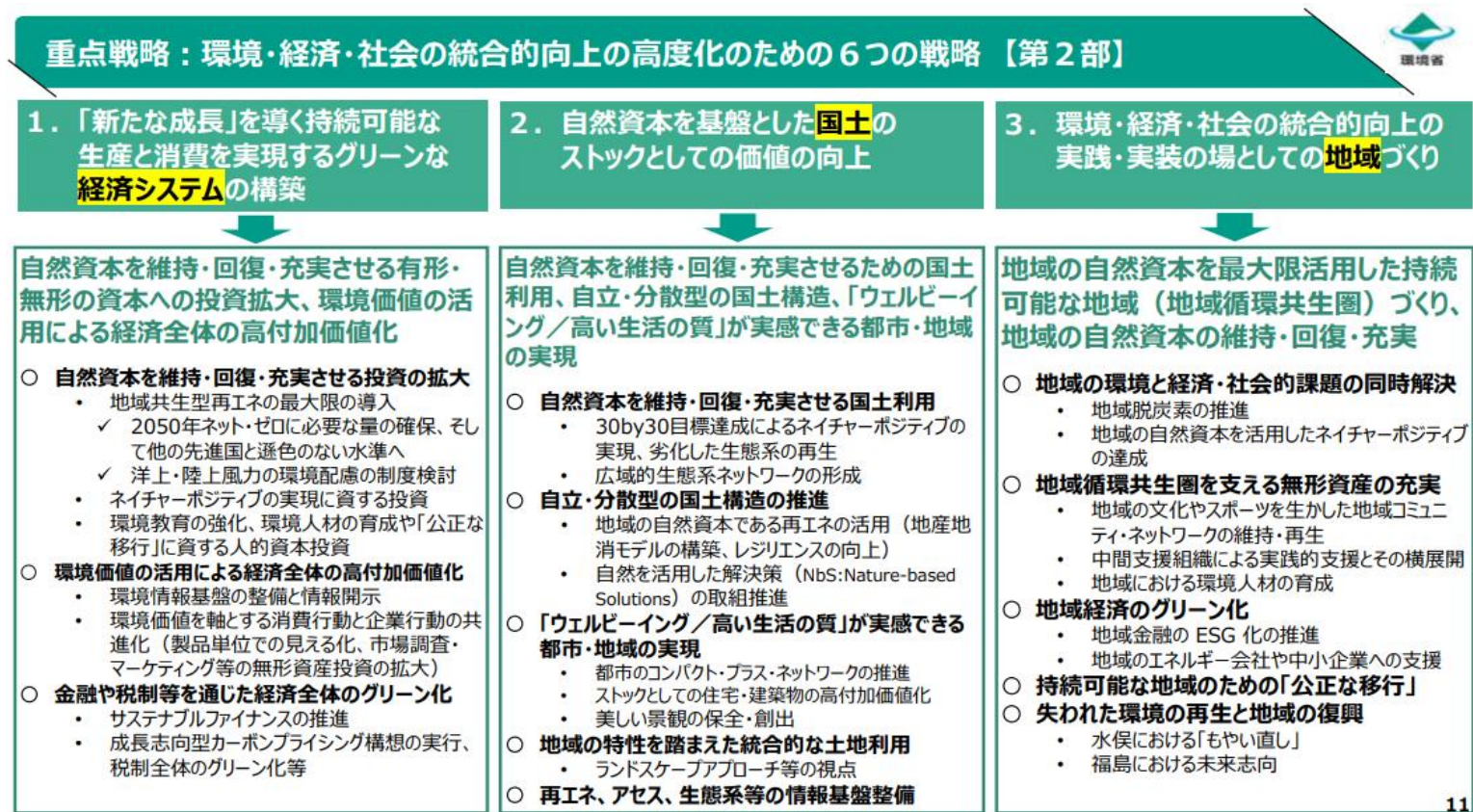
1. 「新たな成長」を導く持続可能な生産と消費を実現するグリーンな経済システムの構築

（1）自然資本及び自然資本を維持・回復・充実させる有形・無形の資本に対する投資の拡大

（地域共生型の再生可能エネルギーの最大限の導入拡大）

（略）

再生可能エネルギー熱供給設備の導入促進や、地域の需要に応じた熱分野の脱炭素化、地域共生型の地熱発電や浮体式洋上風力発電・潮流発電等の再生可能エネルギー発電導入促進、適正な営農型太陽光発電促進・農林業系バイオマス等の循環利用、地域の再生可能エネルギー等を活用した水素サプライチェーン構築、廃棄物発電の導入促進等を実施する。



Ⅲ 再生可能エネルギーの支援措置一覧





Ⅲ-1 令和8年度再エネ関連予算一覧

農林水産省

- **みどりの食料システム戦略推進総合対策（R8予算額：574百万円/R7補正予算額：4,000百万円の内数）**
 - ・ **地域循環型エネルギーシステム構築事業**
地域の再生エネルギー資源を活用した地域循環型エネルギーシステムの構築のための再生可能エネルギー利用のモデル的取組及び資源作物（ソルガム、ヤナギ等）や未利用資源（稲わら、もみ殻、竹、廃菌床等）のエネルギー利用を促進する取組を支援。
 - ・ **バイオマスの地産地消**
地域のバイオマスを活用したエネルギー地産地消に取り組む事業者が行う、バイオマスプラント等の調査、設計、施設整備を支援するとともに、バイオ液肥散布車の導入やバイオ液肥の利用促進のための取組等を支援。
 - ・ **地域資源活用展開支援事業**
地域資源を活用した再生可能エネルギーの導入促進に向け、専門家による相談対応、国産バイオマスのフル活用、脱炭素化を目指す地域への情報展開、情報発信ツールの整備等の農林漁業の脱炭素化やイノベーションの推進に向けた取組を支援。
 - ・ **農林漁業を核とした循環経済先導地域づくり事業**
農山漁村地域に賦存する資源・再生可能エネルギーの地域循環を進めることで、環境と調和のとれた持続可能な農林漁業を実現するとともに、地域の災害へのレジリエンスの強化、資金の地域外流失防止を図り、魅力ある農山漁村づくりを推進。地域の資源・再生可能エネルギーを地域の農林漁業で循環利用する包括的な計画を策定した市町村（農林漁業循環経済先導地域）において、農林漁業を核とした循環経済構築の取組を支援

環境省

- **民間企業等による再エネの導入及び地域共生加速化事業（R8予算：3,200百万円/R7補正：4,500百万円）**
 - ・ **設置場所の特性に応じた再エネ導入・価格低減促進事業（一部 農水省・経産省連携事業）**
再エネポテンシャルを有効活用するため、地域との共生を前提とした上で、設置場所の特性に応じた太陽光発電設備の導入・価格低減を促進する。

<対策のポイント>

地球温暖化等の気候変動や生産資材の海外依存による農林漁業への影響が顕在化している中で、みどりの食料システム戦略に基づき、環境と調和のとれた食料システムを確立するため、調達から生産、加工・流通、消費に至るまでの環境負荷低減等の取組やそれらを広げるための環境づくりを推進します。

<事業目標>

化学農薬・化学肥料の使用量低減等、みどりの食料システム戦略に掲げたKPIの達成〔令和12年〕

<事業の内容>

1. 環境負荷低減や地域資源・エネルギー利用に向けたモデル的取組への支援

①地域の関係者が集まった協議会に対し、以下の技術実証等を支援します。

ア 化学農薬・化学肥料の使用量低減、高温等の気候変動への適応、アミノ酸バランス改善飼料の導入、先端技術による省力化等

イ 収量・品質等を低下させずエネルギー投入量を低減できる施設園芸における栽培体系への転換

ウ 農業由来廃プラスチックの新たなリサイクル技術等の資源循環や排出抑制のモデル的取組

エ 営農型太陽光発電、次世代型太陽電池のモデル的取組

②都道府県や市町村に対し、以下の体制づくり等を支援します。

ア みどり認定者の生産面・販売面の課題解決をサポートするみどりトータルサポートチームの整備

イ 地域の資源・再生可能エネルギーを循環利用する地域づくり（農林漁業循環経済先導計画）

ウ 生産から消費まで一貫して有機農業を推進する有機農業推進拠点（オーガニックビレッジ）づくり

③農業者や事業者に対し、以下の取組にかかる経費等を支援します。

ア 有機農業の拡大に向けたスマート農機の導入や販路確保等 【みどり法の認定を受けた農業者】

イ 慣行農業から有機農業への転換、有機農業での就農 【みどり法の認定を受けた農業者】

ウ 除草機や堆肥舎などの機械・施設の導入 【みどり法の特定認定を受けた農林漁業者】

エ 堆肥プラントや物流・加工施設の導入等 【みどり法の認定を受けた事業者】

オ バイオマスプラントの導入等 【地域のバイオマスを活用する事業者等】

2. 食料システム全体で取組を広げるための環境づくり

民間団体への委託または補助により、以下の取組を推進します。

ア 関係者の理解促進やJークレジット創出拡大、環境負荷低減の取組の「見える化」の推進

イ 有機農産物等の共同調達の取組や地域資源を活用した再生可能エネルギーの導入促進に向けた専門家による相談対応などの支援

ウ 新たな環境直接支払交付金創設に向けた事務効率化の検証、農林水産省の全事業に対する環境配慮のチェック・要件化の本格実施に向けた検証など

<事業イメージ>

地球温暖化や生産資材調達の不安定化が深刻化する中、環境と調和のとれた食料システムの確立の重要性は増大

調達

- 地域資源・再生可能エネルギーの活用
- 家畜排せつ物、食品残渣などを活用したバイオマスの地産地消など

生産

- 有機農業のスマート化
- 化学農薬・化学肥料の低減
- 施設園芸省エネルギー化
- 生分解性マルチの導入など

消費

- 環境負荷低減の取組の「見える化」
- 有機農産物のマルシェの開催や学校給食での利用など

加工・流通

- 環境負荷を低減した農産物の加工・流通の合理化
- 有機農産物専用加工設備の導入など

みどりの食料システム戦略

環境負荷低減と生産性向上を両立した食料・農林水産業を実現

<事業の流れ>

国 → 都道府県 → 市町村等 → 民間団体等

（1の事業（③エを除く））

（1③エ、2の事業）

金額、1/2以内

金額、1/2以内、委託

【お問い合わせ先】

大臣官房みどりの食料システム戦略グループ（03-6744-7186）

農林漁業を核とした循環経済先導地域づくり

- <対策のポイント>**
- **農山漁村地域に賦存する資源・再生可能エネルギーの地域循環**を進めることで、環境と調和のとれた持続可能な農林漁業を実現するとともに、地域の災害へのレジリエンスの強化、資金の地域外流失防止を図り、魅力ある農山漁村づくりを推進します。
 - **地域の資源・再生可能エネルギーを地域の農林漁業で循環利用する包括的な計画を策定した市町村（農林漁業循環経済先導地域）**において、**農林漁業を核とした循環経済構築の取組を支援**します。

<事業の内容>

- 1. 農林漁業循環経済先導地域づくりの推進**
- 農林漁業循環経済先導地域づくりを推進する市町村等に対し、以下の取組を支援します。
- ①農林漁業者、地方公共団体等の関係者による計画策定・体制整備
 - ②課題解決に向けた調査・検討、地域人材の育成、栽培実証等
 - ③再エネ設備を効率的に運用するために必要な施設、附帯設備等（自営線、蓄電池、エネルギーマネジメントシステム（VEMS）等）、営農型太陽光発電設備の導入
- ※みどりの食料システム戦略推進交付金のうち、**地域循環型エネルギーシステム構築により支援**
- 2. 農林漁業循環経済先導地域づくりに向けた施設整備等（関連予算）**
- 農林漁業循環経済先導計画に基づき行う施設の整備等を**各種支援事業の優遇措置等により支援**します。

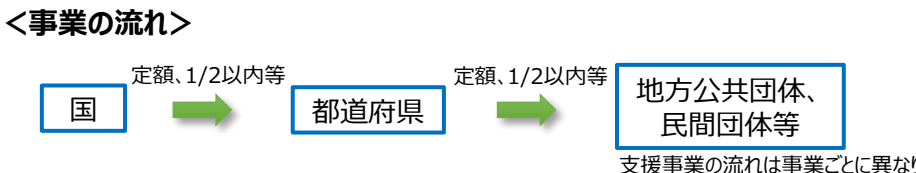
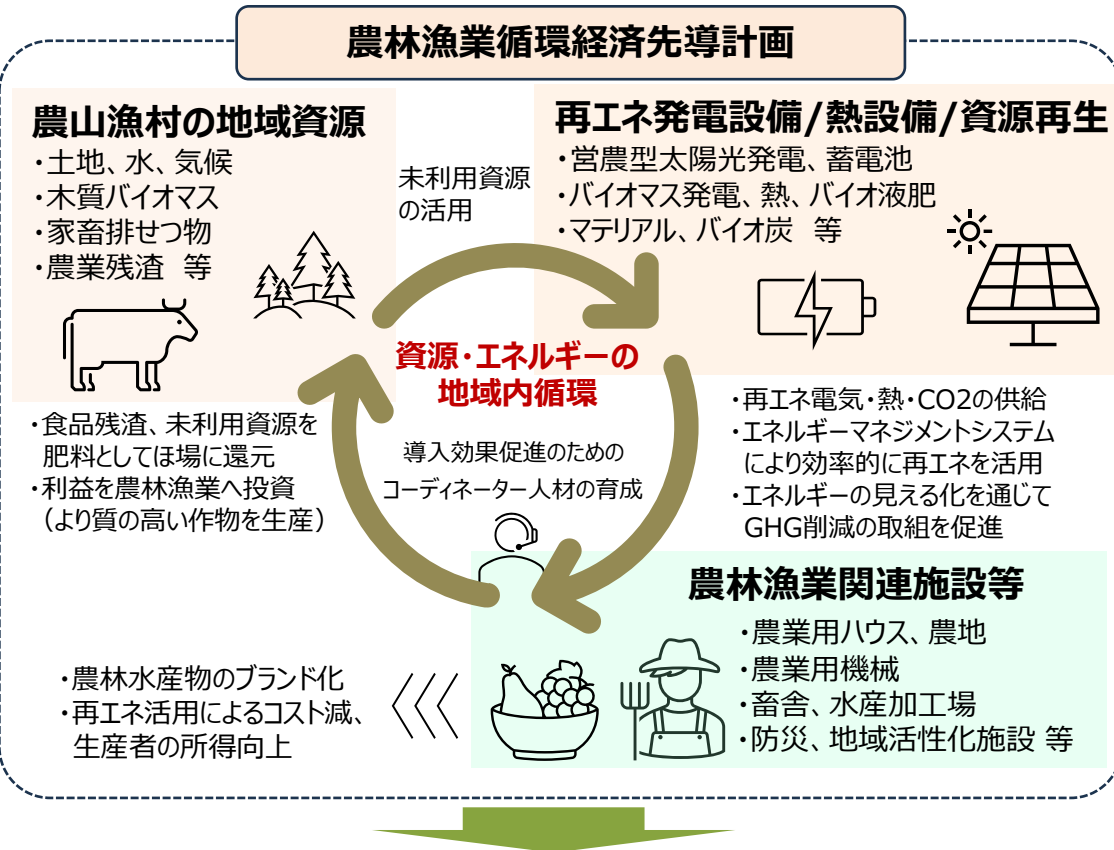
地域内の資源やエネルギーの循環利用に資する施設整備への支援

[支援事業]

優先枠優遇措置

- みどりの食料システム戦略推進交付金
 - ・地域循環型エネルギーシステム構築
 - ・バイオマスの地産地消
- ・みどりの事業活動を支える体制整備 等
- 国内肥料資源利用拡大対策事業（一部）
- 農山漁村振興交付金（一部）
- 森林集約・循環成長対策（木質バイオマス・特用林産関係）
- 水産業競争力強化緊急事業（一部）
- 浜の活力再生・成長促進交付金（一部）

<事業イメージ>



環境と調和のとれた持続可能な農林漁業の実現、地域の災害へのレジリエンスの強化、資金の地域外流出防止による魅力ある農山漁村づくり

【お問い合わせ先】 大臣官房環境バイオマス政策課（03-6738-6479）

＜対策のポイント＞

地域の関係者が集まった協議会等が行う、地域の再生可能エネルギー資源を活用した地域循環型エネルギーシステムの構築のための再生可能エネルギー利用のモデル的取組及び資源作物（ソルガム、ヤナギ等）や未利用資源（稲わら、もみ殻、竹、廃菌床等）のエネルギー利用に向けた実証を支援します。

＜事業目標＞

- 2050年カーボンニュートラルの実現に向けて、農林漁業の健全な発展に資する形で、我が国の再生可能エネルギーの導入拡大に歩調を合わせた、農山漁村における再生可能エネルギーの導入〔令和12年〕
- バイオマスの利用率（80%）〔令和12年〕

＜事業の内容＞

1. 営農型太陽光発電のモデル的取組支援

地域ぐるみの話し合いによって、適切な営農と発電を両立する営農型太陽光発電のモデルを策定し、導入実証を行う取組を支援します。

2. 次世代型太陽電池（ペロブスカイト）のモデル的取組支援

農林漁業関連施設等への次世代型太陽電池（ペロブスカイト）と蓄電池の導入実証を支援します。

3. 未利用資源等のエネルギー利用促進への実証支援

① バイオ燃料等製造に係る資源作物の栽培実証

国産バイオマスの一層の活用に向け、荒廃農地等を活用した資源作物由来のバイオ燃料等製造に係る検討、栽培実証、既存ボイラーにおける燃焼実証を支援します。

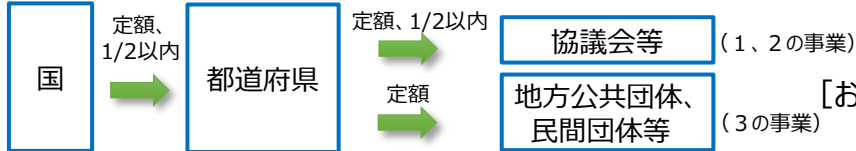
② 未利用資源の混合利用促進

木質バイオマス施設等における未利用資源の混合利用を促進するため、既存ボイラー形式等の仕様・運用実態等の調査や炉への影響や混合利用による効果の検証等を支援します。

※以下の場合に優先的に採択します。

- ・みどりの食料システム法に基づく特定区域において取組を行う場合
- ・事業実施主体の構成員（農業者、民間団体等）が「みどり認定」等を受けている場合
- ・農林漁業循環経済先導計画に基づく取組を行う場合

＜事業の流れ＞



＜事業イメージ＞

1. 営農型太陽光発電のモデル的取組支援



地域で最適な作物、設備設計、電力供給等について検討し、モデルを策定



策定したモデルに基づいて、地域に最適な営農型太陽光発電設備を導入

2. 次世代型太陽電池（ペロブスカイト）のモデル的取組支援



ペロブスカイトのイメージ
（積水化学提供）

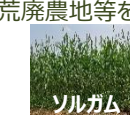
既存のシリコン系太陽光パネルの導入が難しい農林漁業関連施設等に、次世代型太陽電池を導入



導入手法、導入効果、課題（経済性、安全性、耐久性等）等の検証を行い、検証結果をとりまとめ

3. 未利用資源等のエネルギー利用促進への実証支援

① バイオ燃料等製造に係る資源作物の栽培実証



② 未利用資源の混合利用促進



地域で課題となっている未利用資源

既存施設の燃料材

エネルギー化



木質バイオマス発電所等

- ① 資源作物の燃焼実証
- ② 未利用資源の混焼実証

資源作物や未利用資源の利活用による再生可能エネルギーの導入推進

〔お問い合わせ先〕（1、2の事業）大臣官房環境バイオマス政策課（03-6744-1508）
（3の事業）大臣官房環境バイオマス政策課（03-6738-6479）

バイオマスの地産地消

令和8年度予算概算決定額 574百万円（前年度 612百万円）の内数
〔令和7年度補正予算額 4,000百万円（前年度 3,828百万円）の内数〕

＜対策のポイント＞

地域のバイオマスを活用したエネルギー地産地消に取り組む事業者等が行う、バイオマスプラント等の調査、設計、実証、施設整備を支援するとともに、バイオ液肥散布車等の導入やバイオ液肥の利用促進のための取組等を支援します。

＜事業目標＞

- 化学肥料使用量の低減（72万トン（20%低減））〔令和12年〕
- 2050年カーボンニュートラルの実現に向けて、農林漁業の健全な発展に資する形で、我が国の再生可能エネルギーの導入拡大に歩調を合わせた、農山漁村における再生可能エネルギーの導入〔令和12年〕
- バイオマスの利用率（80%）〔令和12年〕

＜事業の内容＞

- 1. 地産地消型バイオマスプラント等の導入（事業化の推進・施設整備）
家畜排せつ物、食品廃棄物、農作物残渣等の地域資源を活用し、売電に留まらず、熱利用、地域レジリエンス強化を含めた、エネルギー地産地消の実現に向けて、調査、設計、実証、施設整備（マテリアル製造設備を含む）、施設の機能強化対策、効果促進対策等を支援します。
- 2. バイオ液肥散布車等の導入（機械導入）
メタン発酵後の副産物（バイオ液肥）の肥料利用を促進するため、バイオ液肥散布車等の導入を支援します。
- 3. バイオ液肥の利用促進
① 散布機材や実証ほ場を用意し、バイオ液肥をほ場に散布します。（散布実証）
② 散布実証の結果に加え、バイオ液肥の成分や農作物の生育状況を調査・分析し、肥料効果を検証します。（肥効分析）
③ 普及啓発資料や研修会等により利用拡大を図ります。（普及啓発）

※以下の場合に優先的に採択します。
・みどりの食料システム法に基づく特定区域において取組を行う場合
・事業実施主体の構成員（農業者、民間団体等）が「みどり認定」等を受けている場合
・農林漁業循環経済先導計画に基づく取組を行う場合

＜事業の流れ＞



＜事業イメージ＞



＜対策のポイント＞

地域資源を活用した**再生可能エネルギーの導入促進**に向けて、**専門家による相談対応、国産バイオマスのフル活用、脱炭素化を目指す地域への情報展開、情報発信ツールの整備**等の農林漁業の脱炭素化やイノベーションの推進に向けた民間団体等による取組を支援します。

＜事業目標＞

- 2050年カーボンニュートラルの実現に向けて、農林漁業の健全な発展に資する形で、我が国の再生可能エネルギーの導入拡大に歩調を合わせた、農山漁村における再生可能エネルギーの導入〔令和12年〕
- バイオマスの利用率（80%）〔令和12年〕

＜事業の内容＞

1. 専門家によるワンストップ対応型および普及支援型

農山漁村地域への再生可能エネルギーの導入・普及に向け、**農林漁業者や市町村等からの相談への対応**とともに、セミナー等の情報発信により再エネ法の活用等による地域との共生や地産地消に向けた取組を支援します。

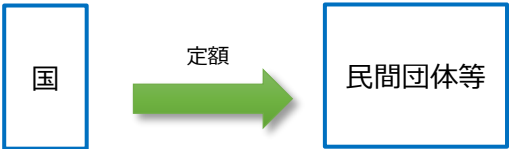
2. 地域内未利用バイオマス資源の活用展開調査型

バイオマスのフル活用に向けて、発電以外のバイオマスのエネルギー利用の**検証等**の取組を支援します。

3. 先進事例の情報普及型

脱炭素化の実現を目指す地域へ**情報を横展開**していくため、バイオマス産業都市等における**バイオマス利活用構想の先進事例等の調査・検証、情報発信ツールの整備やバイオマスの活用に関する人材育成等**の取組を支援します。

＜事業の流れ＞



＜事業イメージ＞

1. 専門家によるワンストップ対応型および普及支援型



2. 地域内未利用バイオマス資源の活用展開調査型



3. 先進事例の情報普及型



(2) 設置場所の特性に応じた再エネ導入・価格低減促進事業
(一部農林水産省・経済産業省連携事業)

民間企業等による再エネの導入及び地域共生加速化事業のうち、
(2) 設置場所の特性に応じた再エネ導入・価格低減促進事業 (一部 農林水産省・経済産業省 連携事業) (1/2)



地域の再エネポテンシャルの活用に向けて、新たな手法による自家消費型・地域共生型の再エネ導入を促進します。

1. 事業目的

地域の再エネポテンシャルを有効活用するため、地域との共生を前提とした上で、設置場所や地域の特性に応じた太陽光発電設備や再エネ熱利用の支援、熱分野でのCO2ゼロに向けたモデル創出等を通じて、それらの価格低減を促進しながら、再エネ導入を図る。

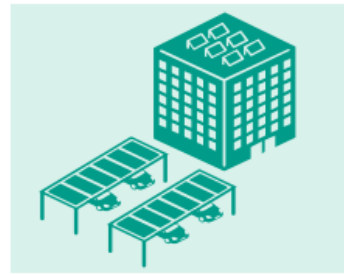
2. 事業内容

- ① 地域共生型の太陽光発電設備の導入促進事業 (補助率1/2)
生物多様性等の自然環境にも配慮し、営農地・水面等を活用した地域共生型の太陽光発電について、コスト要件※を満たす場合に、設備等導入の支援を行う。
※ コスト要件
本補助金を受けることで導入費用が最新の調達価格等算定委員会の意見に掲載されている同設備が整理される電源・規模等と同じ分類の資本費に係る調査結果を踏まえて設定した値を下回るものに限る。
- ② 駐車場等への太陽光発電設備の導入促進事業 (補助額8万円/kW、補助率1/2)
駐車場等を活用した新たな設置手法による太陽光発電設備 (ソーラーカーポート、ソーラーロード等) 及び充電設備について、設備等導入の支援を行う。
- ③ 窓、壁等と一体となった太陽光発電設備の導入促進事業 (補助率3/5、1/2)
窓、壁等の建材と一体型の太陽光発電設備の導入を支援する。

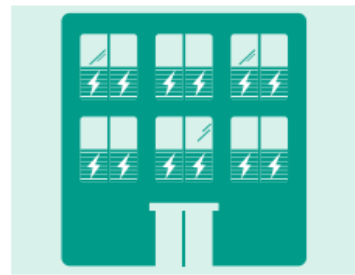
3. 事業スキーム

- 事業形態 : ①～③間接補助事業 (1/2、3/5、定額)
- 補助対象 : 民間事業者・団体等
- 実施期間 : ①～③令和6年度～令和11年度

4. 事業イメージ



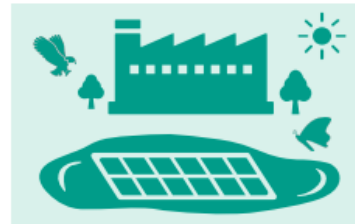
駐車場太陽光 (ソーラーカーポート)



建材一体型太陽光



営農型太陽光 (ソーラーシェアリング)



水面型太陽光

Ⅲ-2 再生可能エネルギー発電設備に係る特例（固定資産税）

【適用期間：3年間（令和8年4月1日から令和11年3月31日まで）】

- 再生可能エネルギー発電設備に係る固定資産税の課税標準の特例措置。
- 再生可能エネルギー発電設備について、新たに固定資産税が課せられることになった年度から3年度分の固定資産税に限り、課税標準を、課税標準となるべき価格から以下の割合に軽減する。

【太陽光】



【風力】



【中小水力】



【地熱】



【バイオマス】



【課税標準の一覧】

対象設備	区分	課税標準（※1）	要件
太陽光発電設備	ペロブスカイト太陽電池	1/2（1/3～2/3）	G I 基金の採択事業者の生産品に限る（※2）
風力発電設備	洋上風力（再エネ海域利用法）	3/5（1/2～7/10）	FIT・FIP認定
	洋上風力（港湾法） 陸上風力（温対法・農山漁村再エネ法）	2/3（1/2～5/6）	
中小水力発電設備 （3万kW未満）	5,000kW以上	3/4（7/12～11/12）	
	5,000kW未満	1/2（1/3～2/3）	
地熱発電設備	1,000kW以上	1/2（1/3～2/3）	
	1,000kW未満	2/3（1/2～5/6）	
バイオマス発電設備	1万kW未満	1/2（1/3～2/3）	

※1 軽減率について、各自治体が一定の幅で独自に設定できる「わがまち特例」を適用（上表の括弧書の間で設定）
※2 グリーンイノベーション基金（次世代型太陽電池の開発プロジェクト）の支援を受けた事業者により生産されるペロブスカイト太陽電池が対象
なお、ペロブスカイト太陽電池を設置するために必要な下地構造部等のうち、償却資産として課税されるものについては、架台として本特例措置の対象に含む

Ⅲ-3 令和8年度再エネ関連融資一覧①



	日本政策金融公庫 中小企業事業	日本政策金融公庫 国民生活事業
貸付 対象	中小企業向け	国民一般向け (個人事業主など)
資金使途	非化石エネルギー設備を導入する施設を取得（改造、更新を含む。）するための費用	
対象設備	再生可能エネルギー発電設備：太陽光、風力、バイオマス、地熱、水力 再生可能エネルギー熱利用設備：太陽熱、温度差エネルギー、バイオマス熱、雪氷熱、地中熱 燃料製造設備：バイオマスエネルギー	
貸付 期間	20年以内	
貸付 限度	7億2,000万円以内 (特利限度額4億円以内)	7,200万円以内
貸付 利率	基準利率：太陽光 特別利率①（基準利率－0.4%）：太陽光（10kW以上の自家消費型）、太陽熱、地中熱 特別利率②（貸付期間により異なる）：上記以外の設備	
利率の 一例 (※)	貸付期間5年以内 基準利率： 2.65%	基準利率： 2.50～4.80% (担保を提供する場合)
特徴	・中小企業の長期資金向け。	・小口、短期の資金向け。 ・借入申込書等の所定の様式に記入して申し込み。
お問合せ先	株式会社日本政策金融公庫 事業資金相談ダイヤル 電話番号：0120-154-505 ※沖縄県にあっては沖縄振興開発金融公庫（098-941-1795）	

※ 適用される金利は、返済期間、担保の有無、保証人の有無等によって異なる。

※ 貸付利率は、令和7年7月1日時点のもの。

Ⅲ-3 令和8年度再エネ関連融資一覧②



	スーパーL資金 (日本公庫農林水産事業)	経営体育成強化資金 (日本公庫農林水産事業)	農業改良資金 (日本公庫農林水産事業)	畜産経営環境調和推進資金 (日本公庫農林水産事業)
貸付対象	認定農業者向け	主業農業者等	農商工連携法や六次産業化法等により計画の認定を受けた農業者等向け	処理高度化施設整備計画又は、共同利用施設整備計画に基づき、畜産業を営む個人・法人、農業協同組合等向け
資金使途	・農業経営の改善を図るために必要な資金		・新たな生産・販売方式の導入等に 必要な資金	・家畜排せつ物の処理・利用のための施設等の整備に必要な資金
貸付期間	・25年以内	・25年以内	・12年以内	・20年以内
貸付限度額	・個人 3億円（複数部門経営等は6億円） ・法人10億円（民間金融機関との協調融資の状況に応じ30億円まで）	・個人 1億5千万円以内 ・法人・団体 5億円以内 （事業費の80%以内）	・個人 5千万円以内 ・法人 1億5千万円以内	・対象事業による。
貸付利率	・1.90～3.10% ※	・3.10% ※	・無利子	・3.10% ※
利率の例	・貸付期間10年の場合 2.45% ・貸付期間20年の場合 3.10%	—	—	—
特徴	・認定農業者向けの長期資金。	・主業農業者等向けの長期資金。	・農業改良措置の内容について都道府県知事の認定を受ける必要。 ・農商工連携法や六次産業化法等に基づき認定された計画の実施を支援する中小企業者も利用可能。	・家畜排せつ物の処理・利用のための施設の整備向け。

Ⅲ-3 令和8年度再エネ関連融資一覧③



	農林漁業施設資金 (日本公庫農林水産事業)	中山間地域活性化資金 (日本公庫農林水産事業)	漁業経営改善支援資金 (日本公庫農林水産事業)	水産加工資金 (日本公庫農林水産事業)
貸付 対象	土地改良区、農業協同組合、 森林組合、水産業協同組合等向 け	中山間地域の農林水産物を使用し て製造・加工する事業者、当該産 物その加工品を販売する中小企業 者向け	漁業を営む個人・法人、 漁業協同組合等向け	水産加工業を営む個人・法人、 水産業協同組合等向け
資金 使途	・農林水産物の生産・販売等を行う ための共同利用施設の整備等に 必要な資金	・新商品、新技術の研究開発又は 利用等のための製造施設の整備 等に必要な資金	・漁業経営の改善を図るために必要 な資金	・水産加工事業者の事業基盤の強 化を促進するため等に必要な資金
貸付 期間	・20年以内	・10年超15年以内	・18年以内	・25年以内
貸付 限度	・事業費の80%以内	・事業費の80%以内	・資金使途や漁業者の経営規模に よる。	・事業費の80%以内
貸付 利率	・3.10% ※	・2.85～3.10% ※	・3.10%～3.25% ※	・2.55～3.70% ※
利率 の例	—	貸付期間15年の場合 2.85% (2.7億円までの加工流通施設の整備の 場合)	—	貸付期間15年の場合 2.85% (小型魚・輸入依存魚種転換1.2億円ま での加工施設の整備の場合)
特徴	・農林水産物の生産・販売やバイオ マスの利活用のための共同利用施 設の整備向け。	・中山間地域内の農林漁業者と安 定的な取引契約を締結する必要。 ・地域内から調達する農林水産物 等が5年間で概ね2割以上増加す る必要。	・認定を受けた改善計画に従って行 う事業向け。	・水産加工品の製造等を共同で行 うための施設等の整備向け。

※ 貸付利率は、令和8年6月18日時点のもの。

IV- 1 農山漁村再生可能エネルギー法の活用事例（秋田県能代市）

取組の概要

○隣接する農業用ハウスへの熱供給による、風力発電事業と地域農業の共生を推進

発電事業で得られる売電益の一部を白神の環（わ）地域共生協議会に拠出し、人口減少時代を踏まえた持続可能な農業のため、再生可能エネルギーの活用やDX等による「未来志向の取組」を推進。

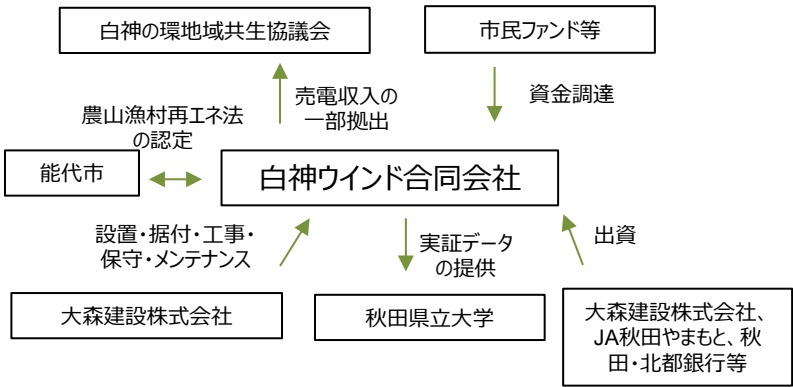
取組推進のため、風力発電設備の地下埋設パイプから採取する地中熱、および風車からの未利用熱を、能代の戦略作物（ネギ、山うど、アスパラガス）の育苗および栽培されるビニールハウスに、JAや農家等とも連携しながら供給することで、風車由来の熱エネルギーを活用した脱炭素化通年農業の実現を支援。

現在実証中であり、効果が認められる場合は、近傍地域への普及を図る。※農地へ設置した風車すべてに地中熱の採熱管を設置済み

発電設備の概要

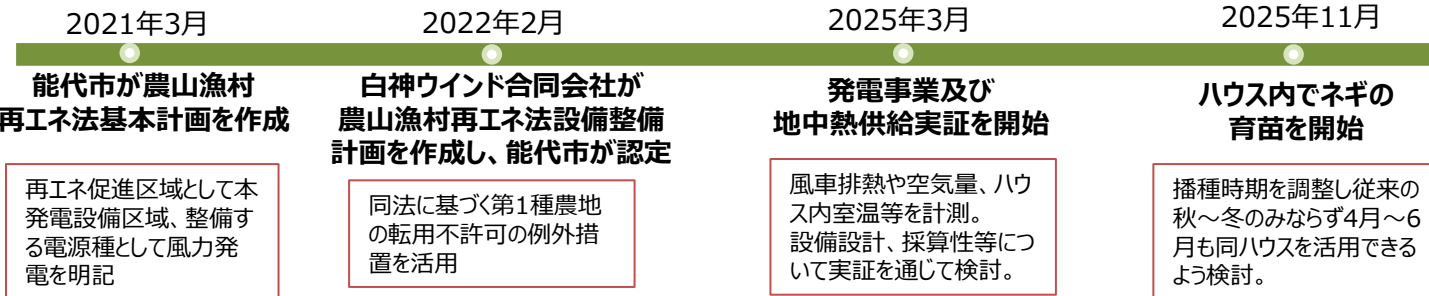
事業者	白神ウインド合同会社
所在地	秋田県能代市
事業期間	2025年3月～
発電出力	37,800kW
売電方法	FIT制度により売電
事業地	第1種農地等

実施体制/事業スキーム



風力発電設備に隣接する農業用ハウス

事業の経緯



IV 再生可能エネルギー発電の取組事例



IV- 1 農山漁村再生可能エネルギー法の活用事例（熊本県八代市）

取組の概要

○地元林業、木材産業の活性化に貢献

設備整備者が木質バイオマス発電事業の燃料として、地域に賦存する未利用間伐材等を長期的かつ安定的に購入することで、林業関係者の所得の向上を図り、地域林業の活性化に貢献。

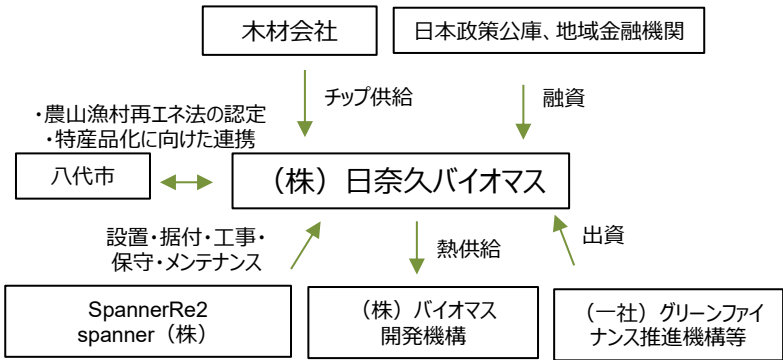
○農業用ハウス等への排熱供給により再エネの有効活用

排熱を隣接する農業用ハウスや食品加工場へ活用し、ハウス暖房費を削減。釈迦頭やアボカド、ライチの栽培を行い、八代市とも協力しながら低炭素型農業の実現及び地域の特産品化を目指す。

発電設備の概要

事業者	(株) 日奈久バイオマス
所在地	熊本県八代市
事業期間	2021年12月～
発電出力	1,750kW
売電方法	FIT制度により売電
燃料	木質チップ（未利用間伐材由来）
事業地	原野

実施体制/事業スキーム

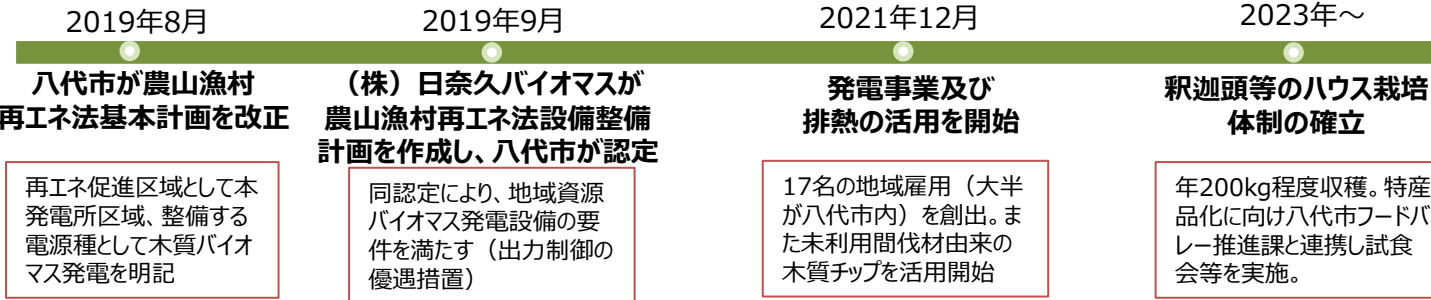


(株) 日奈久バイオマス発電所（引用元：同社HP）



発電所に隣接する農業用ハウス（釈迦等、アボカド等を栽培）

事業の経緯



IV-2 営農型太陽光発電の事例

地域の荒廃農地の解消と地域農業の継続を目指す



発電設備の外観



生育中の大豆



農業機械による作業風景

概要

自治体	千葉県 そうさ 匝瑳市
事業実施主体	千葉エコ・エネルギー（株）
発電設備	営農型太陽光発電
発電出力	49.5kW
発電電力量	6万6千kWh/年
発電設備下部の農地	13a（大豆を栽培）
建設費	約1,600万円
運転開始時期	平成28年4月

特徴

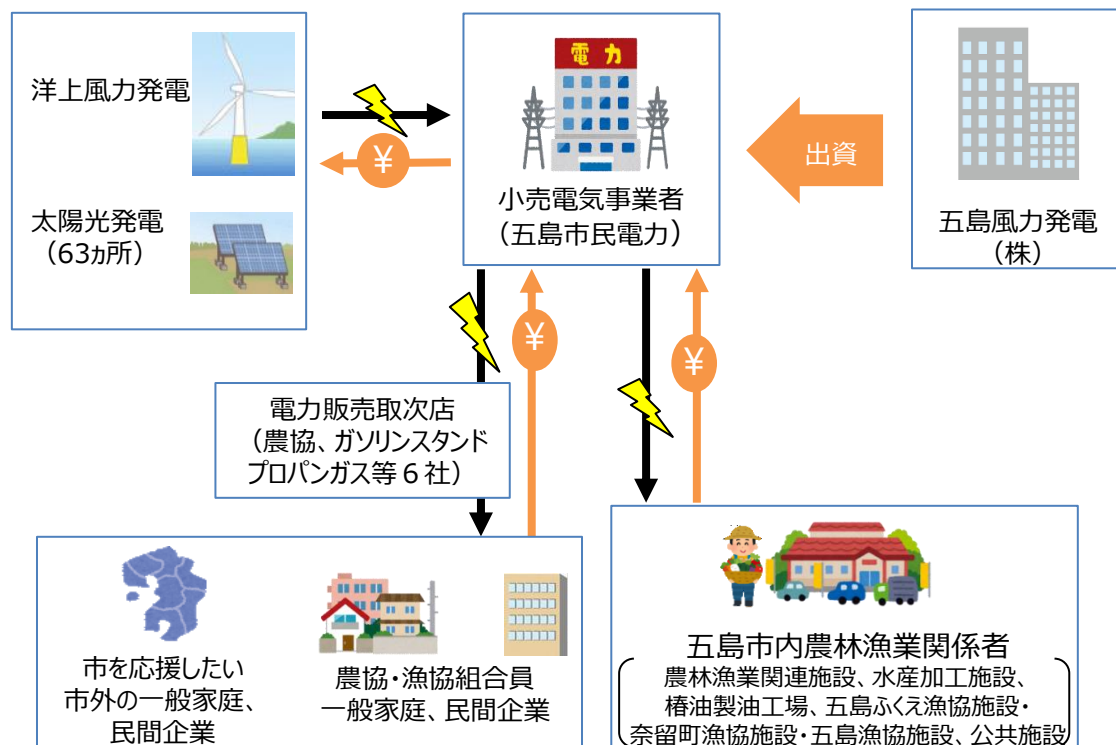
- 発電事業については、千葉エコ・エネルギー(株)が実施。設備下での営農については農地所有適格法人Three little birds（スリーリトルバーズ）合同会社が実施。
- 約13aの農地で大豆を有機栽培。収量については地域の反収と同等を確保する。今後は麦の栽培も予定。
- 同法人には代表の地元若手農家（2名）に加え、ベテラン農家（2名）、新規就農者（1名）が参画し、発電事業期間となる20年の継続的な農業経営を確保。
- 千葉エコ・エネルギー(株)は政策金融公庫による融資で資金調達。売電収入約200万円のうち、8万円を地域への還元としてThree little birdsに支払う。
- 今後は栽培した大豆や麦を活用して味噌やクラフトビールなどの加工品づくりにも取り組む考え。

IV-3 地産地消の事例

「五島市再生可能エネルギー推進協議会」（長崎県五島市）

- 市内の商工会関係者が中心となり地元に戻元できる取組みの実現を目指し、令和元年7月から小売電気事業を開始。
- 地元の農協等が取次店として電力販売に参画し、九州電力より安価な電力を販売することにより、約1,500件の顧客（農協・漁協施設等）を獲得し、電力を供給している。今後も、顧客の増加に期待。
- 地域活性化策として、九州電力より安価で農家や市内外の一般家庭等に電力を販売し、収益の一部を活用し耕作放棄地となっている椿園の再生、維持管理を実施。新たに水田の耕作放棄地再生に向けた活動を開始している。また、市を応援したい市内外の一般家庭へ農林水産品を返礼品として提供（4契約）。
- 農山漁村再生可能エネルギー法に基づく基本計画は、平成31年3月に策定。

【取組のイメージ図】



地域の小売電気事業者（五島市民電力(株)）

- ・ 設立：平成30年5月
- ・ 供給開始：令和元年7月
- ・ 出資者：JAごとう、五島漁協、五島ふくえ漁協、奈留漁協、五島風力発電（株）、個人等 54社

主な地産電源の概要

- ・ 洋上風力発電（1,990kW：令和元年8月～）
- ・ 太陽光発電（63カ所：4,280kW：令和元年8月～）

主な農林漁業関連施設等への電力供給

- ・ 農林漁業関連施設・農協・漁協組合員約230カ所、水産加工施設、椿油製油工場

今後の課題

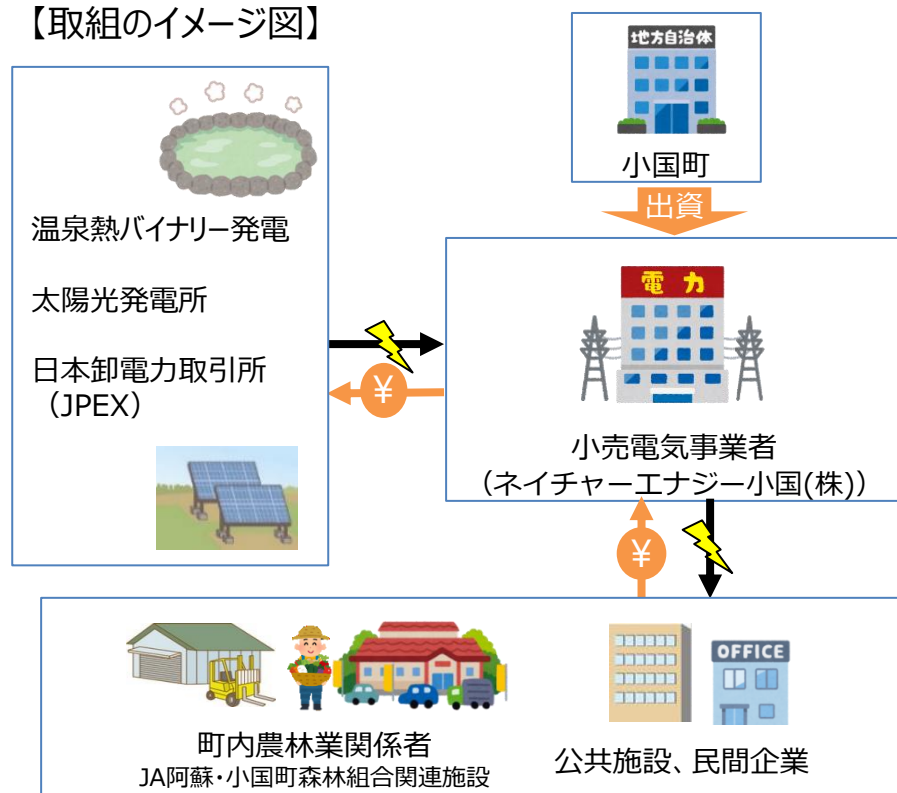
- ・ 需要家への負担を少しでも下げられる取組みの促進

IV-3 地産地消の事例

「地域の恵みを活かした小国町農林コミュニティ協議会」(熊本県小国町)

- 小国町は、環境モデル都市(平成26年3月内閣府採択)の活動方針において、地域循環資源を有効活用したエネルギーの地産地消の取組を目指すため、**ネイチャーエナジー小国(株)**を設立し、平成29年に小売電気事業を開始。
- その後、平成30年に地域循環資源である**地熱と森林等を活かしたまちづくり**をテーマとした取組提案により、**SDGs 未来都市**に選定。
- 供給開始当初から黒字化を達成し、毎年度事業収益の一部を町への**蓄電池や電気自動車の寄贈、福祉施設へのバイオマスボイラー導入支援等**に活用するなど、地域の活性化に寄与。**現在、地熱を利用した農林業分野でのエネルギー活用を検討中。**
- 農山漁村再生可能エネルギー法に基づく基本計画は、平成31年3月に策定。

【取組のイメージ図】



地域の小売電気事業者 (ネイチャーエナジー小国(株))

- ・ 設立: 平成28年8月
- ・ 供給開始: 平成29年1月
- ・ 出資者: 小国町 (37.8%)、パシフィックパワー(株) (37.2%)、肥後銀行・熊本銀行・小国町森林組合・阿蘇農業協同組合・わいた温泉組合 (各5.0%)

主な地産電源の概要

- ・ 太陽光発電 (49.5kW: 平成30年6月~)
- ・ 温泉熱バイナリー発電 (48kW: 平成29年6月~)
- ・ 温泉熱バイナリー発電 (49kW: 契約手続き中)

主な農林漁業関連施設等への電力供給

- ・ 森林組合、農協関連施設 (店舗、配送センター等)

今後の課題

- ・ 再エネ発電の調達拡大に向け、地熱発電事業との連携検討、SDGs 未来都市計画との連携

本資料についてのお問合せ先

北海道農政事務所 生産経営産業部 生産支援課 ☎ 011-330-8822
(北海道を担当)

東北農政局 生産部 環境・技術課 ☎ 022-221-6193
(青森県・岩手県・宮城県・秋田県・山形県・福島県を担当)

関東農政局 生産部 環境・技術課 ☎ 048-740-5324
(茨城県・栃木県・群馬県・埼玉県・千葉県・東京都・神奈川県・山梨県・長野県・静岡県を担当)

北陸農政局 生産部 環境・技術課 ☎ 076-232-4131
(新潟県・富山県・石川県・福井県を担当)

東海農政局 生産部 環境・技術課 ☎ 052-746-1313
(岐阜県・愛知県・三重県を担当)

近畿農政局 生産部 環境・技術課 ☎ 075-414-9722
(滋賀県・京都府・大阪府・兵庫県・奈良県・和歌山県を担当)

中国四国農政局 生産部 環境・技術課 ☎ 086-230-4249
(鳥取県・島根県・岡山県・広島県・山口県・徳島県・香川県・愛媛県・高知県を担当)

九州農政局 生産部 環境・技術課 ☎ 096-300-6022
(福岡県・佐賀県・長崎県・熊本県・大分県・宮崎県・鹿児島県を担当)

内閣府沖縄総合事務局 農林水産部 食料産業課 ☎ 098-866-1673
(沖縄県を担当)

農林水産省 大臣官房 環境バイオマス政策課 ☎ 03-6744-1508
<https://www.maff.go.jp/j/shokusan/renewable/energy/index.html>

